

「「ICH E11A 小児用医薬品開発における外挿（案）」に関する御意見の募集
について」に対して寄せられた御意見について

令和 8 年 7 月 7 日
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

「ICH E11A 小児用医薬品開発における外挿（案）」について、令和4年5月26日から7月24日まで御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する当省の考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。なお、いただいた御意見のうち、同じ趣旨のものは適宜集約し、また、御意見を募集した対象に関する事項についてのみ考え方を示しております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
1	全般	全般	ガイドラインでは、参照集団(非小児)と対象集団(小児)との有効性の外挿性について、病態生理学的・病因とその類似性評価(165-)、年齢依存性・相違点或いはバイオマーカーでの評価の必要性が謳われている。また、安全性の外挿についても「利用可能な知識に基づいて、どの程度の外挿が可能となるのか評価評価」すべき(304-)とあり、有効性・病態生理学・安全性の外挿の可否あるいは程度の判断を開発企業に求め、不充足部分を埋める臨床データ等を要求する。 「ガイドラインの目的」(44-)に明示されているように、このICHガイドラインが「適宜を得て世界中で(小児用薬が)使用しやすくなるよう」「不要な臨床試験を削減して」小児医薬品開発に資することを目的に設定されるのであれば、これら外挿性評価のための考え方や留意点の記載に留めず、日米欧当局のいずれかが受け入れた「参照集団と小児集団との有効性・安全性外挿」成功事例を企業と共有するだけでなく、同一の疾患及び薬理メカニズムであれば、その外挿戦略(「小児医薬品開発における外挿の計画」(429-))を原則受け入れることを明記すべきではないか。	現在のガイドラインでは、「疾患の類似性」(143-)に“類似”と考えることのできる疾患の例が僅かに示されているに過ぎないが、そのような受入れ表明の明示は、その領域での小児医薬品開発を促進させる強い材料となり得ると考えるから。	検討しましたが、原文に追記しないこととしました。
2	全般	全般	和訳時の問題と思われますが全体的に和訳により原文の意味がとりづらく不明瞭な記載が多いため最終化前に翻訳の十分な品質担保・精査をお願いいたします	日本語訳が不自然で、全体的に不明瞭であるため	和訳時に対応しました。
3	全般	全般	様々なバックグラウンドの方が読むことを想定し、Keyとなるような用語にはGlossaryの作成をご検討下さい		Glossaryは作成していませんが、注釈、定義が必要なものについては、本文中で定義の記載や説明をいしました。
4	全般	全般	小児、青少年及び成人の目安となる年齢範囲を具体的に記載されたい。	小児、青少年、成人の定義がなく、曖昧であるため、具体的な(又はその目安となる)年齢範囲を記載すべきである。	ICH E11 及び ICH E11(R1)ガイドラインで定義されているため、本ガイドラインを見る際には、ICH E11ガイドライン及びICH E11(R1)を参照すること、という内容を「1.2背景」に追記しました。
5	全般	全般	和文について、誤訳ではないが、オリジナルの英文を参照しないと正確に理解できない箇所が複数あった。今後、最終化までにオリジナルテキストもかなり変更され则认为るが、最終版の和文についてはあと少し読みやすいものになることを期待します。 オリジナルテキストの最終化作業において、和文に翻訳することが困難と考えられるような表現があった場合は、オリジナルテキスト自体の言い回し変更を考慮する等、工夫していただきたい。	和文テキストに意味を正確に理解しづらい箇所があったため。 原文の英語表現の複雑さによるものであれば、ICHにも非ヨーロッパ言語圏の加盟国が増加していることを考慮し、平易な英語の表現を心がけるよう働きかけると良いかもしれません。	和訳時に対応しました。
6	全般	全般	小児外挿法の使用を促進させるよう明確さ、方向性、柔軟性について従来より踏み込んで書かれた文書を提供して頂き、治験依頼者として非常に感謝しています。小児外挿に関するICHガイドラインE11Aに関するコメントを提出する機会を頂き感謝するとともに、より明確に本ガイドライン原案を改善する一助となることを期待します。		ご意見ありがとうございました。
7	全般	全般	感度分析に関する記載がいくつか見られますが、Estimandに関する記載があっても(少なくともEstimandという言葉が出てきても)良いのではないかと思います。	E9(R1)にもあるように感度分析の方法はEstimandによって決まるため	原文を修正しました。
8	その他	その他	新生児についてのセクションが追加され、このグループでは外挿戦略がどのような点で異なるのかの説明されていると有益である。	ガイダンスでは臓器の成熟度または年齢の側面が挙げられているが、最も困難なグループまたは新生児および早産児における外挿に関する具体的なセクションは不足している。	新生児についてのセクションは追加せず、新生児に関する文章を1.4に追加しました。
9	1.1	48	「不要な試験」とあるが、そもそも不要な試験など実施していないと思います。目的の重複した試験、ということでしょうか。	意図を明確にするため。	「Unnecessary clinical trials」はICH E11(R1)ガイドラインにも記載されている表現です。本ガイドラインの和訳においては「重要な点は、こうした調和は、小児集団が不必要に臨床試験に曝露されることを減らし、世界的に小児用医薬品へのより適時なアクセスを促進することである」としました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
10	1.1	48	小児外挿のアプローチ・フレームワークについて調和できたことは偉大な前進と思うが、疾患及び治療効果の類似性の判断基準や、必要な外挿計画の判断基準、あるいはM&Sを類似性のエビデンスとして受け入れる基準が各極の規制当局間で異なると、小児開発の促進にはつながらないのではないか。これらの国際調和にも期待します。		ご意見ありがとうございました。
11	1.2	19	「類似性(similarities)」を「類似性(transitivities)」と記載する。	間接比較の結果の類似性であるため「transitivities」が妥当であると考えたため。類似性、一貫性、均質性は使い分けることが理解するために有用であると考えたため。	検討しましたが、similaritiesのままとしました。
12	1.2	52-53	「これまでに各地域の規制当局により公開されてきた」について、脚注で主なガイダンスのReferenceを入れてはどうか？	参照情報を明確にするため。	各国・地域の規制当局によるガイダンス等に変更される可能性もあることを踏まえ、本ガイドラインでは引用しないこととしました。
13	1.2	52-53	「これまでに各地域の規制当局により公開されてきた」について、ICH E11aがそれらのガイダンスをReplaceするものか、それらのガイダンスと合わせて読むべきものか、方針が決まっている場合はこれを追記してはどうか。	過去の参照ガイダンスと本GLの位置づけを明確にするため。	各国・地域のガイダンス等と本ガイドラインの位置付けについては、本ガイドラインのスコープ外と考えています。
14	1.2	54、フッター	疾患、疾病、健康状態の使い分けの意図が分かるように、定義を記されてはいかがでしょうか。	「疾患」に注釈があり、構成成分の関係性は分かるようになっているのですが、ガイドライン本文内での使い分けの意図が掴みにくいと感じましたので、それぞれの用語の定義を記した方がよいと思います。	原文において、欄外に注釈を追加しました。
15	1.2	61-62	訳を修正：「対象集団で収集すべきデータの適用範囲及び程度を定義するために、参照集団で得られたデータを用いる原則」⇒「参照集団で得られたデータを用いて、対象集団で収集すべきデータの範囲と程度を定義するという原則は」。その他にもこの悪い、意味の通りにくい日本語が日本語版全体に散見されます。修正をご検討頂きたい。	今の訳は、理解が難しい。特に「適用範囲」の意味が解りづらい。	和訳を修正しました。
16	1.2	63-64	訳を修正：「小児用医薬品開発の最適化にあたって、小児用医薬品開発における外挿を用いるためのより包括的な枠組みを提供する」⇒「小児の医薬品開発を最適化するための小児外挿の使用について、より包括的な枠組みを提供する」	誰が訳したのかわかりませんが、和訳があまりにひどい。DeepLに自動翻訳させた方が、まだましなレベルです。日本語版全体を見直されることを強くお勧めします。ICH E11 (R1)のバブコメの際にも同じ指摘をしています。今回改善は見られません。今後は必ず適切で読みやすい和訳をしてください。	和訳を修正しました。
17	1.3	69-72	和訳の意味がとりにくいです。「小児用医薬品開発を支援するための手段として、外挿を用いるための枠組みを提供するものであり、小児用医薬品開発における外挿を支持する必要がある場合に、入手可能な既存の情報、開発についての情報を得るために必要な情報の不足及び追加情報の取得方法を理解するための反復的なプロセスを包含している。」⇒「小児医薬品開発において、既知の情報と開発の方向性を決定するのに必要な情報のギャップを把握し、必要となる追加情報を創出する手段として外挿の枠組みを提供するものである」ではないかがでしょうか	日本語訳が不自然で、全体的に不明瞭であるため	原文を修正しました。
18	1.3	70-72	「入手可能な既存の情報、開発についての情報を得るために必要な情報の不足及び追加情報の取得方法を理解するための反復的なプロセスを包含している」は、「小児用医薬品開発」を説明するための文章ではないか。	左記のプロセスを含有しているのは本ガイドラインではなく、小児用医薬品開発そのものとするため。	原文を修正しました。
19	1.3	72	「・・・方法を理解するための反復的なプロセスを包含している。」の反復的なプロセスとはどのような意味か、詳細に記載して欲しい	本文脈での反復の意味・意図が分り辛いので説明を求める。(iterative process の訳出)	原文を修正しました。
20	1.3	72	「反復的なプロセス」(原文: iterative process)の表現が分かりづらい。	原文で読んでも分かりづらかったので、意図が分かるよう、言い換えを検討いただけませんか？	原文を修正しました。
21	1.3	73	「疾患及び治療効果の類似性」は「疾患、医薬品の薬理学及び治療効果の類似性」としてはいかがでしょうか。	「小児用医薬品開発における外挿の概念」では、これらの3点が重要な因子として述べられているため。	原文を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
22	1.3	77	「知識の不足」は「知識の不足及び検討したエビデンスに存在する不確実性」がより適切な表現でしょうか。L157に「知識の不足及び検討したエビデンスに存在する不確実性」という表現があります。「知識の不足」と「エビデンスに存在する不確実性」の区別を明確にし、このだけでなく全体の整合性を図っていただきたい。	「知識の不足」と「エビデンスに存在する不確実性」では意味が異なる考えられるため。	原文を修正しました。
23	1.3	81-83	本ガイドラインでは、その他の種類の「外挿」については論じない。例えば、医薬品承認の根拠として、ある地域の外国臨床データを別の地域の集団に外挿し活用するための「ブリッジング試験」の概念に関しては、ICH E5 ガイドラインを参照すべきである。 理解整理のために確認させてください。本ガイドライン案で述べられているような参照集団（成人）と対象集団（小児）との類似性が必ずしも明らかになってはいないケースもあると想像しています。ただ、地域Aで成人及び小児に対する用法用量が確立しており、地域Bにおいて成人でのみの用法用量が確立されているケースにおいて、地域Aにおける成人から小児への予測モデルを構築し、地域Bにおいて小児を外挿することも理論的には可能ではないかと考えております（従来型の国内小児開発戦略が正にこれに該当すると思いますが…）。この場合において、本ガイドラインの適用となるのでしょうか？それともE5ガイドラインを適用すべき事案となるのでしょうか？	適用範囲の明確化のため	本ガイドラインで述べているとおり、成人から小児へのPediatric Extrapolationは本ガイドラインのスコープですが、国・地域間の外挿は本ガイドラインのスコープ外であり、ICH E5を参照ください。
24	1.3	82-83	ICH E5に関わらず海外成人データを参照集団として小児外挿のアプローチを適用して国内小児医薬品開発をうことは考えられる。現記載では海外データの活用には必ずしもICH E5ガイドラインに従う必要があるようにも受け取れるため、当該記載を削除いただくか、前述の補足を追記いただくか検討をお願いしたい。	小児医薬品開発においても海外データを活用する際はICH E5ガイドラインを参照し日本人小児患者と海外小児患者のブリッジングが必要とともれる記載であるため	原文を修正しました。
25	1.3	83	国際共同開発を想定し、例えば、成人を参照集団（主な既存データの情報源は日本を含むMRCT）とし、対象集団を小児（海外＋日本人）とした場合の本ガイドラインでの位置づけを明確にしていきたい。	国際共同開発が主流のなか、本ガイドラインとICH E5/E17との関係をより明確にするため。	本ガイドラインで述べているとおり、成人から小児へのPediatric Extrapolationは本ガイドラインのスコープです。一方、国・地域間の外挿は本ガイドラインのスコープ外と考えています。
26	1.4	102	本ガイドラインでは「不確実性」という用語が見えます。脚注に定義を記載する等、本ガイドラインでの定義を明確にしていきたい。	「不確実性」という用語は専門分野によって異なる意味で解釈される可能性があるため。	「不確実性」は包括的な意味であり、専門用語ではないため、修正不要と判断し、原文のままとしました。
27	1.4	102	「臨床試験デザイン」を臨床試験に限定しない表現に変更していただきたい。	残る不確実性に対処可能な方法は、RWDからのエビデンス創出やモデリング & シミュレーション等の方法も考えられ、臨床試験に限定されないと考えられるため。	原文のclinical trial designをstudy designに変更しました。
28	1.4	104	「外挿の使用は非類似性と類似性が連続して存在している可能性を反映している」→「外挿の使用は非類似性と類似性が連続的である可能性を反映している」	集合論あるいは順序論としての記載と思われるが、ここで意図していることは非類似・類似がカテゴリーカルなく連続的なものであることと理解しているため、より簡潔に記載した方が分かりやすい	原文の修正とともに和訳時にも対応しました。
29	1.4	104-105	「既知のデータの不確実性が、外挿の手法を用いることを支持する場合もある」としてはいかがでしょうか	記載の意味が不明瞭であるため	原文を修正しました。
30	1.4	105-106	「外挿アプローチによって、これらの不確実性に対処し、臨床的判断と併せて、不確実性を許容可能なものとする事が出来る」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然で、全体的に不明瞭であるため	原文の修正とともに和訳時にも対応しました。
31	1.4	105-106	「外挿アプローチでは、許容可能な不確実性に関する忍容可能な程度を確立するための臨床的な判断を活用することによって、これらの不確実性に対処すべきである」等の記述にするのが良いのではないかと。	原文と比べて、外挿アプローチが対処すべき内容と、その手段が逆転していると考えられるため。	原文の修正とともに和訳時にも対応しました。
32	1.4	105-106	「許容可能な不確実性に関する忍容可能な程度を確立するため」とあり大変複雑なのですが、単に、これらの不確実性の許容可能な程度を決定するために～等でよいのではないのでしょうか。	文章がやや複雑で意味が重複しているように読めるためです。	原文の修正とともに和訳時にも対応しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
33	1.4	107	「臨床試験デザイン」を臨床試験に限定しない表現に変更していただきたい。	残る不確実性に対処可能な方法は、RWDからのエビデンス創出やモデリング & シミュレーション等の方法も考えられ、臨床試験に限定されないと考えられるため。	原文のclinical trial designをstudy designに変更しました。
34	1.4	109	成人臨床試験又はその同時試験への組み入れの違いを明記して下さい。	成人臨床試験も同時試験への組み入れも同じ意味に読めるため、違うことを指すなら明確にした方がよい。同時試験は成人臨床試験と別途並して小児試験を実施することを指しますでしょうか。	原文を修正しました。
35	1.4	109、図1	両方に伸びている矢印により図で示す意味がわからない(おそらく反対位置に記載することによって両極端であることを示したいのであろうと想像はできるが、方向に対する説明がないので作成者の意図が正しく汲めないし図自体も見難くなっている)。特に試験デザインについては真ん中付近にも項目を記載しているが、その位置が何を意味しているかのメッセージが読みとれない。また、上下3本並べられている矢印間の関連性を読み取ろうと努力したがわからない。矢印の図である必要性を再考していただくか、または矢印の方向について何らかの注記していただければ理解の助けになるかもしれない。	矢印の両側の定義が与えられていない。3つの矢印の関係が示されていない。ということで図に対する解釈が各人の経験や知識に依存し作成者の意図通りに伝わらないことを懸念する。	図1全体を修正しました。
36	1.4	118-119	「既知の情報を評価後、その情報を総合的に評価し外挿の概念を構築する」ではいかがでしょうか	記載の意味が不明瞭であるため	和訳時に対応しました。
37	1.4	88	「小児医薬品開発における外挿を活用することにより、小児の臨床試験への参加は、臨床試験に参加することでしか得られない知見を得る必要がある場合に限定されることが保証される」としてはいかがでしょうか	原文とニュアンスが異なるように感じられたため	原文を修正しました。
38	1.4	89	「小児」は、「小児患者」と記載してはいかがでしょうか？	記載の内容に誤解が生じるのを防ぐため。	必ずしも患者だけではないため(例:感染症予防ワクチン)ICH E11ガイドライン、ICH E11(R1)ガイドラインでも「小児」「小児集団」等と記載しており、「小児患者」は用いられていません。
39	1.4	91	「成人が主体の」は不要に思いました。	小児臨床試験が必要、すなわち小児開発も必要という判断がされた状況で、必ずしも成人が主体と言い切らない方がよいと思われたためです。	原文を修正しました。
40	1.4	91-95	93の「健康状態」は「疾患の状態」の方が適切と思われる。また、「したがつて」以降の一文は意味がわかりにくいので、再考いただきたい。	conditionは健康状態ではなく、疾患の状態ではないか。	和訳時に対応しました。
41	1.4	92	「対象集団(この場合は小児)」とありますが、括弧は削除されてはいかがでしょうか。	対象集団は常に小児であるためです(一方で、参照集団に対し、この場合は成人とする方がよいのではないのでしょうか)。	原文を修正しました。
42	1.4	92-94	「求められる根拠により、～暗黙的に推測することができる。したがって、～」の内容を明確化していただきたいです。	小児開発について、当局から根拠とともに求められるのか、それによって類似性は推測できるのか、その場合に外挿を取りいれることが適切であるという意図なのか、明確にしていきたい。	原文を修正しました。
43	1.4	93	「小児臨床試験が規制当局により成人の臨床試験の中を含めることを提案された場合は、成人と小児の当該疾患の類似性が高いことが推察される」としてはいかがでしょうか	「暗黙的に推測」の意味が不明瞭であるため	和訳時に対応しました。
44	1.4	93	「したがつて」⇒「このように」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然であるため	検討しましたが、原文のままとしました。
45	1.4	96-98	ICH E11(R1)の小児用医薬品開発における外挿の定義では、「十分に類似している」ことが、小児用医薬品開発における外挿が規制上の判断として許容されるために超えなければならない閾値と示唆される。	「十分に類似している」ことが「越えなければいけない閾値」とであるという意味の解釈が難しいため、平易な表現をご検討いただけると良いと思いました。	検討しましたが、原文のままとしました。なお、和訳を変更しました。
46	1.4	97	「判断」⇒「判断材料」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然であるため	「規制上の検討において」としました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
47	1.4	99	「類似性(similar)」を「均質性(homogeneous)」と記載する	試験間の結果の類似性であり、均質性が妥当であると考えたため。	検討しましたが、similarのままとしました。
48	1.4	図1	「小児用医薬品開発における外挿の計画」の「考えられる試験デザイン」について、モデリング&シミュレーションを追加していただきたい。また「試験デザイン」という表現も適切に変更していただきたい。	RWDからのエビデンス創出やモデリング&シミュレーション等の方法も考えられ、臨床試験に限定されないため。	原文のclinical trial designをstudy designに変更しました。
49	1.4	図1	「修正」頻度論的アプローチとは何を指すのか明確にしていきたい。	本文中にも記載がなく、理解ができないため。	図1全体を修正しました。
50	1.4	図1	「修正」頻度論的アプローチの「修正」の意味が分かりづらいため、Glossaryなどでの補足説明をご検討下さい	和訳の意味がとりづらいため	図1全体を修正しました。
51	1.4	図1	同時試験とは？注釈をつけて意味を補って頂けるとよいかもしれません。		図1全体を修正しました。
52	1.4	図1	「曝露量を一致させる、成人臨床試験又はその同時試験への組み入れ」を「曝露量が一致する用量を確認する試験、あるいは成人臨床試験又はその同時試験への組み入れ」に修正してはいかがでしょうか？	「曝露量を一致させる、成人臨床試験又はその同時試験への組み入れ」の記載は、日本で多い「成人で承認取得後の小児医薬品開発」を想定していないように読めます。ここの趣旨は成人の有効性安全性を完全外挿できる場合「成人での承認用量と曝露量が一致する小児用量を確認する試験」を実施するだけでよいということを含み、英文では「exposure matching」と「Enrollment in or concurrent with adult trials」の併記です。	図1全体を修正しました。
53	1.4	図1	「単群PK/PD試験」とありますが、プラセボなど比較対照を置かないという意図と考えますので、「非対照PK/PD試験」などのほうが適切ではないでしょうか。	用量レベルなど、複数群のPK/PD試験になるケースも考えられるため	図1全体を修正しました。
54	1.4	図1	この図で赤色と緑色の違いが定義されていない。	1つめの疾患及び治療効果の類似性と2つめの類似性を裏付けるエビデンスについては、赤色が外挿に不向きで緑色が外挿に向いているという意図であることは推察できたが、3つ目の考えられる試験デザインにおける赤色と緑色は何を意図しているのか分からない(上2つの色と関連しているのか不明)。	図1全体を修正しました。
55	1.4	図1	各項目に関する類似性を定量化して外挿の概念に定量化して外挿計画に落とし込むと理解したが、各項目の類似性にそのエビデンスの強さで重み付けて定量化するのか、あるいは違うのか、どうやって外挿計画の定量化に繋げるのか具体的にイメージができない。	文献や事例などを具体的に示して欲しい。	現在提供しているcase exampleを参照ください。
56	1.4	図1	「適切な対照を置き、よく管理された試験」の意味が分かりにくく、より明確な記載にすることが望ましい。	英文では「Adequate and well-controlled trials」となっており、controlledの意味は「対照群との比較(試験)」ではないかと思われる。「よく管理された」という訳が漠然としており、理解しづらいと考えるため。	図1全体を修正しました。
57	1.4	図2	「疾患の類似性」「医薬品の薬理学」「治療効果」に加えて「安全性」は明記されないのでしょうか。	139からには「安全性に影響する因子」も同列で記載されているため	図2全体を修正しました。
58	2	119	「データを統合すべき」とありますが、英文synthesizedは、「外挿コンセプトの構築にあたり必要な情報を(解析検討により)創出する」の意ではないでしょうか。(図2にある「integrate evidence」に比較的近いものと考えます。)同段落内、また379-380について、同様です。	異なる集団のデータを統合する、など意図とは異なった理解を招くリスクがあるため	「統合すべき」が適切と考えます。
59	2	121	「既存のデータの強さを理解し」と記載がありますが、“データの強さ”はどのようなことを意味しているのでしょうか。明確にすることで読み手の理解が進むと思いました。	“データの強さ”は日本語としてあまり見かけない表現であるため。	原文を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または 図・表番号	御意見の内容	理由	対応
60	2	121	既知の「データの強さ」を「エビデンスの強さ」としてはいかがでしょうか	信頼性、それとも類似性の高い集団のデータか、不確実性が少ないことを指すのかなど具体的に意味するところが分かりません。	原文を修正しました。
61	2	121	「データの強さ」は何を意味しているか？	定義が不明。原文でもstrengthとなっているが、データの量の多さや質の高さを示しているのであれば、そのように記載すべき。	原文を修正しました。
62	2	121	「既知のデータ」は「既存のデータ」が適訳ではないか？	3.4節では、既存のデータの訳が用いられているため。	原文を修正しました。
63	2	121	「を理解し、かつ、」を、「を理解するため、及び、」とすべきではないか？	文がわかりにくいため。	和訳時に対応しました。
64	2	121	「必要な場合は」は、「データが不足している場合は」とすべきではないか？	何が必要なのか明確でないため。	原文を修正しました。
65	2	122	「知識の重大な不足」は「知見の重大な不足」が適切ではないか？	知見の方がより適切な用語であると考えため。	和訳時に対応しました。
66	2	125	regulatory decision-makingを規制当局の意思決定と訳すより、「規制上の」としてはいかがでしょうか(より誤解が少ない)	regulatory decision-makingの訳出が不自然に感じたため	和訳時に対応しました。
67	2	125	「目的として、目的及び対象集団」は「目的として、外挿の目的及び対象集団」とすべきではないか？	何の目的であるか明確でないため。	原文を修正しました。
68	2	128	「進化」⇒「進展」としてはいかがでしょうか	evolusionの訳出が不自然に感じたため	和訳時に対応しました。
69	2	128	「進化する場合」は「更新される場合」が適切ではないか？	「進化する」の意味がわかりにくいため。	和訳時に対応しました。
70	2	128	「以前の概念に基づく」の文は、「この場合、以前の概念に基づく」とした方がよいのではないか？	文を明確にするため。	原文を修正しました。
71	2	129	「放棄するのではなく」を「依存することなく」としてはいかがでしょうか	abandonの訳出が不自然に感じたため。	和訳時に対応しました。
72	2	134-137	「また、結果の検討内容は、以降の小児用医薬品開発プログラムのための小児用医薬品開発における外挿の計画で、異なるアプローチが考えられるかどうかを特定するためにも使用すべきである。」の末尾を「特定するためにも使用できる。」または「特定するのに有用である。」などと修正してはいかがでしょうか？	この内容は一つの剤での小児医薬品開発における外挿の目的達成後に、別の剤へ展開することも含んでいるように読め、日本語の「すべきである」は強すぎると考えます。英文ではshouldですが、義務的な意味合いはないものと考えております。	原文で「should」については、1.1において、説明を追記しました。また、ご指摘の文章の原文を修正しました。
73	2	図2	一番上の口について、「疾患の類似性」とするのであれば、他の二つの要素も「…の類似性」としてはいかがでしょうか。	記載整備	図2全体を修正しました。
74	2	図2	計画の実施の例を図の枠内に記載いただけるとイメージしやすいです。	M&Sや統計手法による定量的予測及び、追加で取得した臨床試験の結果の要約や比較によって外挿の概念を確認するというイメージで正しいでしょうか。	現在提供しているcase exampleを参照ください。
75	2	図2	『外挿の概念』に続くアクションとして、「追加データの取得が必要(と判断)」⇒「新たな臨床及び科学的データ(の取得)」⇒「利用可能なデータの検討及び統合」とつながって廻っていくと思うが、図2でこれが上手く表現できていないように思えた。		図2全体を修正しました。
76	2	図2	医薬品の薬理学 → 医薬品の薬理学の類似性 治療効果 → 治療効果の類似性	整合性のため。	図2全体を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
77	3	全般	本項全般について、要所要所に事例を入れると分かりやすいように感じた。	3章全般において、ガイドランスの書き手が何らかの事例を念頭に各テキストを書いているのが想定された。事例を入れることで無用なバイアスを与えるリスクもあるが、事例があった方が読み手の理解を深める可能性があるのであれば、その方が望ましく感じた。	検討しましたが、例示はしないこととしました。
78	3	全般	類似性の程度を定量化することが求められているが、定量化するための評価方法や基準の例示が欲しい。	文献や実例などを具体的に示して欲しい。	検討しましたが、例示はしないこととしました。
79	3	154-156	「小児の解剖学的うっ血性心不全は成人の心不全と類似していないが、拡張型心筋症による心不全は成人集団と小児集団で類似しており」と記載されているように、類似している、類似していない疾患の例示を項立てするなどできないでしょうか。	同等に本ガイドラインを適用してよいのか慎重に検討すべき疾患もあると考えます。	検討しましたが、追加の例示はわないこととしました。
80	3	英語版117	成長・発達に伴う生理的変化・生理学的な差については、独立して取り上げる必要はないか？	小児科領域では、正常な成長・発達をまず考えるということが基本であると考えます。成長・発達に伴う生理的変化・生理学的な差については、疾患経過など疾患に関連する要因と別に大原則として検討しておく必要はないのでしょうか。この生理学的変化の上に、疾患のsimilarityが議論されるべきと考えますので、少なくともそのことを明示しておく必要はある気がします。成長・発達の要素が、すべて疾患評価の中に組み込まれているのが、正常な成長・発達を軸として考える小児科医としては奇異に感じます。例：思春期のホルモンバランスなど。	ICH E11(R1)及びPathophysiologyの項で言及しているため、原文のままとしました。
81	3、3.3、3.3.1	252-254	主要エンドポイント及び/又は副次/探索的エンドポイントの1つ以上の要素の比較について、どのような要素のことを想定しているのでしょうか。具体例があると理解が深まります。	記載の意図が読み取りにくいように思います。	事例を追記しました。
82	3、3.4	284-286	利用可能なRWDの例示がありますが、Q&Aなどで利用不可なRWDの例示もしていただいたほうがよいのではないのでしょうか。	RWDには多くの種類があり、収集できるデータはそれぞれに特徴があります。利用できない理由も考慮することで、利用できる妥当性検討の精度が上がると考えます。	検討しましたが、例示はしないこととしました。
83	3、3.5、3.5.1	339-343	有効性の外挿アプローチの一環として既に収集されているデータ以外に安全性データを追加で収集する必要はないとされる。「ある特定の状況下」とはどのような状況でしょうか。すぐ次に記載された「利用可能な安全性データが十分収集されており、かつ関連する安全性の問いに対処しているという信頼性がある場合」を想定しているのか、別の状況を想定しているのか、状況をできるだけ明確にすることは可能でしょうか。	追加の安全性データが不要な状況については、適切に特定すべきと考えます。	検討しましたが、例示しないこととしました。
84	3.1	134	取得したデータの検討 → データの評価	検討という用語は何をするのが不明確なため	原文を修正しました。
85	3.1	142-161	疾患の類似性をはい・いいの二択の判断ではなく、連続したものとして考えるという概念は良いと思いますが、その概念をより具体的にするために、外挿が可能なほど疾患が類似している例と、そうでない例をそれぞれ示していただければと思います。		現在提供しているcase exampleも参照ください。
86	3.1	146-147	「参照集団と対象集団における疾患の類似性及び相違点がより細かく理解されるようになってきた(図1参照)。」とあるが、図1の概念を用いて類似性／相違点を評価する場合、どの様に評価するのか？ アナログスケールの様に評価するのか？ その場合、評価の位置づけは主観的な評価になる様に思う。どう評価すべきか、何かインストラクションがあれば分かり易くなりと思う。	図1を用いる評価は、客観的では無い様に思う。主観的になると思うが、評価上バラつきが大きくなりすぎない様に何かインストラクションがあれば、有難い。	検討しましたが、追記しないこととしました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
87	3.1	146-147	「参照集団と対象集団における疾患の類似性及び相違点がより細かく理解されるようになってきた」という文章に対して、「図1参照」とされているが、図1がこのテキストの説明になっているとは思えなかった。	図1の赤色から緑色へのグラデーションが「より細かく理解される」ということを示しているのであれば、説明としては不十分と思われる。	原文において「図1参照」を削除しました。
88	3.1	148-150	外挿が不可能となる程度の差をどのように評価し、示すのかについて具体的な方法を記載（あるいは例示）して頂きたい。	疾患類似性を評価する上で重要なポイントであると考えられるものの、具体的な点が分かりにくいため。	原文を修正しました。
89	3.1	148-150	「小児医薬品開発における外挿が不可能となる程度の差」と記載がありますが、具体例はありますか。	小児医薬品開発における外挿が不可能となる程度の差について、どのような内容に関してどの程度の差がある場合を想定しているのか不明だったため。	原文を修正しました。
90	3.1	149-150	「外挿が不可能となる程度の差」とはどのような差なのでしょう。」「判定する」とありますが、どのように判定できるのでしょうか。	さらに明確な記載をご検討いただきたい。	原文を修正しました。
91	3.1	154-156	「例えば、小児の解剖学的うっ血性心不全は成人の心不全と類似していないが、拡張型心筋症による心不全は成人集団と小児集団で類似しており、拡張型心筋症を有する成人患者から小児患者への外挿は認められる。」と明記されているが、エビデンスの評価をどのように行ったのか補足して頂きたい。	知識不足や、エビデンスの不確実性を判定するためのフレームワークとして有用であると考えたため。	検討しましたが、追記しないこととしました。
92	3.1.1	163	「小児集団と参照集団」を、「参照集団と対象集団」と記載する。	小児集団全体ではなく、参照集団（ある小児年齢グループ）から対象集団（別の小児年齢グループ）への外挿も想定されると考えたため。	原文を修正しました。
93	3.1.1	167	「参照集団と対象集団における類似性及び相違点を述べた」の「述べた」は「関連する」または「説明する」でしょうか。	日本語の読みやすさのため	和訳時に対応しました。
94	3.1.1	172-173	次のように文言を修正することを提案する。「また、可能であれば、疾患を治療しなかった場合の転帰における類似性についても評価すべきである」	治療法がある場合、治療しなかった疾患はあまりよく研究されていないことが多い。	原文を修正しました。
95	3.1.1	188	疾患経過に補足説明（疾患経過に影響が少ないと考えられる罹病期間や成長過程での影響等は除く等）を加えてはいかがでしょうか。	小児と成人では明らかに罹病期間が異なること、成人と異なり小児は成長過程での影響は排除できないため、そういった因子は疾患経過に影響が少ないと考えられる場合は疾患経過には含まれないと補足説明されると良いのではと考えました。	検討しましたが、ご指摘の点は言及済みと判断しました。
96	3.1.1	188	疾患の変化（経過）は、薬物動態の変化も生じさせることがある。このため疾患経過の類似性を評価する際には、疾患経過によって薬物動態および効果への影響が成人と小児で異なるのかも確認する必要があると考える。		3.2項で言及しています。
97	3.1.1	197-198	「参照集団と対象集団の両方で用いられている利用可能な治療があるか？」「これらの治療にはどのような効果があったか？」について、は「両方で用いられている同じ治療方法」を特定することに外挿可否判断の意味で科学的な重要性があるか？	「両方で用いられている同じ治療」を比較することに科学的意義があるのであれば、その理由を少し記載して欲しい。また、そのような治療が無かった場合に、治療方法についてどのような点を考慮すべきか記載してもらいたい。	現在提供しているcase exampleを参照ください。
98	3.1.1	203-205	この例示で「両集団の疾患経過は現在では異なると結論づけるべきではない」ことに異論はありませんが、とても明示的な例ですし、逆に当該治療が未承認な理由によっては、参照集団と対象集団に何らかの相違があると考えられます。より詳細または具体的な例示を追記いただきたいです。	意図を明確にするため	原文を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または 図・表番号	御意見の内容	理由	対応
99	3.1.1	247-248	例として挙げられている、「対象集団のバイオマーカーのエンドポイントと参照集団の臨床エンドポイント」、は具体的イメージがわきにくい。	そもそも、対象集団のバイオマーカーのエンドポイントは対象集団の臨床エンドポイントと何らかの相関があるべきであり、それと参照集団の臨床エンドポイント(あるいはバイオマーカーエンドポイント・臨床エンドポイント)との関係がどうであるかを考えるのではないか。ここでは「対象集団のバイオマーカーのエンドポイントと臨床エンドポイントの関係と、参照集団の対象集団とは異なるバイオマーカーエンドポイントと臨床エンドポイントとの関係がどう違うか」という趣旨であろうか？何を言っているか分かりづらい。	検討しましたが、例示しないこととしました。
100	3.1.1	英語版166、189等	Bald(太字)にすべき？あるいは英語版134が、baldを解除？		原文を修正しました。
101	3.1.1	201-205	疾患頻度などに違いがあっても疾患経過に共通性があれば外挿可能、という文章の後に「例えば」で結ばれた事例が、疾患経過の共通性を適切に判断すべき事例であり、前文の「一部の違いがあっても疾患経過の共通性で外挿が許容される」の例えになっていないので、「例えば」の接続詞が不適切では。	意図を明確にするため	原文を修正しました。
102	3.2	全般	「医薬品の薬理学の類似性」を独立した項目として切り出す必要性はあるか？「治療効果の類似性」の「PK/PD」の類似性評価の一部として含まれる内容ではないか？	薬理学の類似性と治療効果の類似性で求められていることの違いが分かりにくい。実際、1.2章(56)には、「疾患及び治療効果に関連する類似性の評価に基づき・・・」とある。	検討しましたが、項は分けたままとします。なお、3.2のタイトルを変更しました。
103	3.2	206	「3.2項 医薬品(薬理学)の類似性」ですが、作用機序(MOA)に関する内容以外は、薬物動態／薬力学に関する内容であり、タイトルと本文があっていないように見えるため、タイトルの「薬理学」の別の表現をご検討いただけると良いと思いました。	タイトルと本文が合っていないように見えるため。	タイトルを変更しました。
104	3.2	206	タイトルは「医薬品の薬物動態及び薬力学の類似性」とするのが良いのではないか	タイトルが何を指しているのがわかりにくいいため	タイトルを変更しました。
105	3.2	206	医薬品(薬理学)の類似性 → 医薬品の薬理学の類似性	医薬品自体は同じである。	タイトルを変更しました。
106	3.2	206-219	ADME特性に関する考察は、小児開発にとって非常に重要と思いますが、ADME特性は疾患の類似性よりは、さまざまな年齢層に対して適切な用量を決定することに関係するものだと思います。(MOAの違いは、疾患の類似性を評価する方法と適切な用量を選択する方法の両方に関連するものと思います)。このセクションでは、いくつかの概念(適切な用量を選択する方法と疾患の類似性を評価する方法)が混同されているように思われるので、明確していただければと思います。		このセクションでは、適切な用量を選択する方法及び疾患の類似性を評価する方法に関する記載のいずれも意図していないため、原文のままとしました。
107	3.2	209	検討することが → 評価することが	検討という用語は何をするのが不明確なため	原文において、ご指摘の文章全体を修正しました。
108	3.2	210	その他の関連のある共変量(例: 蛋白結合、代謝酵素、トランスポーター、腎機能) → 特性(例: 蛋白結合、代謝酵素、トランスポーター、腎排泄)	腎機能は共変量だが、他は共変量ではない	原文を修正しました。
109	3.2	213	ADMEの過程における相違点 → ADMEの各過程における参照集団と対象集団の相違点		原文を修正しました。
110	3.2	215-216	「(又はその他の生体コンパートメント)」は「(又はその他の生体コンパートメント内での)」とすべきではないか？	生体コンパートメント内での曝露量と表記の方が適切であると考えたため。	和訳時に対応しました。
111	3.2	217	濃度－時間曲線全体に関する特性(例: クリアランス、分布容積)	曝露量の説明として不適切。213にある、PKパラメータに含まれる。	原文を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
112	3.2、3.3	206-220	これらの2項は一つにする、あるいは3.2は体内動態のみの記載とできるのではないのでしょうか。	薬理学は治療効果に直結しますし、曝露反応関係は3.3に記載されていますので、項を分けている理由が不明確なように思います。仮に医薬品が及ぼす効果と医薬品が受ける影響を分ける意図であれば、「MOAと治療効果」「体内動態」に分けたほうがわかりやすいのではないのでしょうか。	検討しましたが、項は分けたままとします。なお、3.2及び3.3のタイトルを変更しました。
113	3.2、3.3	217-219、235-236	3.2項(医薬品(薬理学)の類似性*217-219)と3.3項(治療効果の類似性*235-236)の内容に一部重複があり、両者の違いが明確ではないと思いました。これらは図2にも出てきており、「小児用医薬品開発における外挿」を検討する上で重要な点だと思いますので、分けるのであれば、可能な限り明確にすることが良いのではないかと思います。	3.2項で「MOA の特性における相違点は、参照集団と対象集団における曝露－反応(E-R)関係の相違点となる可能性がある」と記載がありますが、この例示はまさに3.3項のPK/PDの箇所に記載されている「例えば、生後6ヵ月までに受容体が存在しない場合、この年齢群では当該受容体のみを標的とした医薬品に対する治療効果は期待されないと考えられる。」であり、3.2項と3.3項の内容の論点の違いが明確でないと思います。	検討しましたが、項は分けたままとします。なお、3.2及び3.3のタイトルを変更しました。
114	3.3	221-222	「疾患の類似性と同様に、参照集団と対象集団における治療効果の類似性及び相違点は連続したものとして理解すべきである(図1参照)。」とあるが、図1の概念を用いて類似性／相違点を評価する場合、どの様に評価するのか？ アナログスケールの様に評価するのか？ その場合、評価の位置づけは主観的な評価になる様に思う。どう評価すべきか、何かインストラクションがあれば分かり易くなりと思う。	図1を用いる評価は、客観的では無い様に思う。主観的になると思うが、評価上バラつきが大きくなり何某かインストラクションがあれば、有難い。	原文を修正しました。
115	3.3	223-224	「参照集団と対象集団の両方で利用可能な知識を徹底的に検討すべきである。」を「参照集団と対象集団の両方で利用可能な知識を徹底的に検討することが有用である。」と修正してはいかがでしょうか？	英文ではshouldが使われていますが、推奨の意味合いであると考えています。例えば当該医薬品及び同薬効分類薬の検討で外挿可能性が明らかな場合にその他の薬効分類の医薬品への反応を徹底的に検討する必要はない場合もあると考えます。	原文で「should」については、1.1において、説明を追記しました。
116	3.3	224	thorough:「徹底的に」⇒「綿密に」としてはいかがでしょうか	thoroughの訳出が不自然に感じたため。	和訳時に対応しました。
117	3.3	226	本文書内の他の箇所では「曝露－反応関係」と記載していますので、以下の通り、用語の統一をご検討下さい。 「対象となる小児集団と参照集団における曝露反応関係についての」 「対象となる小児集団と参照集団における曝露－反応関係についての」	本文書内の他の箇所では「曝露－反応関係」と記載しており(例:3.2項の番号218)、統一した方が良いと考えたため。	「曝露－反応関係」に統一しました。
118	3.3	226	「扱ってよい」を「～として役立てることができる」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然であるため	和訳時に対応しました。
119	3.3	242	「バイオーマーカー」→「バイオマーカー」に修正ください。	誤記です。	和訳時に対応しました。
120	3.3.1	232	薬物動態及び薬力学(PK/PD)	タイトルと内容が合っていないと思われる。また、3.2項との書き分けがされていない。	原文において、「薬物動態及び薬力学(PK/PD)」の小タイトルを削除しました。
121	3.3.1	236-239	「反応に影響を及ぼす因子で、参照集団と対象集団で異なる可能性のあるものについては、その違いが小児外挿の適用可能性にどの程度影響するかを評価すべきである」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然で、全体的に不明瞭であるため	和訳時に対応しました。
122	3.3.1	249-251	「～しようとする際、対象集団及び参照集団における反応の違いをもたらす可能性のある年齢・成熟度に関連した因子の存在の有無についても考慮にいれるべきである」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然で、全体的に不明瞭であるため	原文の修正に伴い、和訳も修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
123	3.3.1	251-254	過去の経験からも、小児試験と成人試験で主要エンドポイントが異なる場合には、小児試験の成功に大きなリスクがあると考えられます。同じエンドポイントを常に用いることが可能でないこと、また、適切とは限らないことは十分に理解していますが、この点について何らかの検討や認識があれば示していただければと思います。		小児と成人でエンドポイントが異なる場合には、そのエンドポイントの適切性について、状況に応じて十分検討する必要があると考えます。
124	3.3.1	243	「評価方法」の内容が明確ではない。	「評価方法」の意図が、エンドポイントの種類のことなのか、個々のエンドポイントの評価方法・クライテリアの事なのか迷ったため。	原文において、補足の追記をいしました。
125	3.3.1	235-236	とても明示的な例で、記載の意図が読み取れません。例示を追記いただきたいです。	意図を明確にするため	特定の例示を記載することは難しいと判断しました。
126	3.4	256-259	「取得した既存データの背景は利用目的の背景に適っている」の表現と「外挿の概念を構築し外挿の計画を策定するためには入手可能なあらゆるデータを用いるべきである」はやや矛盾しているように見えた。また、外挿可能と結論づけるために、都合の良いデータばかりを使用しないよう留意事項は無いか？	なんとなく言いたいことは分かるのだが、Fit-for-Purposeというのが流りのフレーズになっている今、ここではどのような意図で使用しているのかをもう少し説明した方がよい。	原文を修正しました。
127	3.4	265、表1	医薬品又は同薬効分類の医薬品に関する同じ健康状態におけるPK、PK/PD、曝露—反応、及び臨床データ 《修正提案》 医薬品又は同薬効分類の医薬品にて同一の疾患背景を有する被験者におけるPK、PK/PD、曝露—反応、及び臨床データ	「健康状態」は健康被験者を連想させる可能性があるため、他の表現が使えるのであればより良いと思いました。	原文において、欄外に本ガイドラインで示すdiseaseはdiseaseとconditionの両方を含む、という注釈を追加し、diseaseに統一しました。
128	3.4	265、表1	医薬品又は同薬効分類の医薬品に関するその他の関連する健康状態におけるPK、PK/PD、曝露—反応、及び臨床データ 《修正提案》 医薬品又は同薬効分類の医薬品にて異なる疾患背景を有する被験者におけるPK、PK/PD、曝露—反応、及び臨床データ	「健康状態」は健康被験者を連想させる可能性があるため、他の表現が使えるのであればより良いと思いました。	原文において、欄外に本ガイドラインで示すdiseaseはdiseaseとconditionの両方を含む、という注釈を追加し、diseaseに統一しました。
129	3.4	265、表1	臨床データの欄の第一カラムと第三カラムの「医薬品」は同じことを説明していると理解できる。第三カラムの「医薬品又は」は削除可能ではないか	記載の重複を避け、分かり易くするため	原文を修正しました。
130	3.4	268、表1	健康状態 → 疾患の状態		原文において、欄外に本ガイドラインで示すdiseaseはdiseaseとconditionの両方を含む、という注釈を追加し、diseaseに統一しました。
131	3.4	270-272	「当該医薬品／薬効分類に関して、進中及び終了した試験、公開又は未公開、結果の可否等、入手可能なあらゆるデータを評価すべきである。」を「当該医薬品／薬効分類に関して、進中及び終了した試験、公開又は未公開の、入手可能なあらゆるデータを、結果の可否に関わらず、評価することが重要である。」と修正してはいかがでしょうか？	英文では「All available data for the drug/drug class should be evaluated including ongoing and completed studies, published or unpublished, whether results are positive or negative. 」となっていて、「結果の可否に関わらず」の部分が強調されているように読み取れるので、それに合わせた表現が良いと考えます。また、重要度の高いデータ(例えば同じ医薬品の海外データ)の有無で、同効薬のデータを網羅する必要性にも違いがあると考えられるので、「入手可能なあらゆるデータを評価すべきである」ではなく「入手可能なあらゆるデータを評価することが重要である」程度が適切な記載と考えます。	原文を修正するとともに和訳を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
132	3.4	270-272	「当該医薬品／薬効分類に関して、進中及び終了した試験、公開又は未公開、結果の可否等、入手可能なあらゆるデータを評価すべきである。」とあるが、他試験の結果を外挿して開発申請、さらに承認に至った場合、最終的な情報開示段階において、使用した外挿データの情報を非公開とすることは許容されると理解してよいか。	他社品目の場合、未公開の情報は利用不可能であるし、自社品目でも開発戦略の観点からすべてのデータが公開できない場合が考えられるため。	ICH E11Aに限らない一般的なルールに従ってご検討ください。
133	3.4	270-272	「当該医薬品／薬効分類に関して、進中及び終了した試験」とは、未承認薬の情報を評価すべきという意図か？また、未承認薬の情報がエビデンスとなりうるのか補足していただきたい。	同じクラスの他の薬の有効性の外挿は、以前に当局によって承認された場合、裏付けとなる情報と見なされると考えるが、未承認薬についての理解を明確にするため。	原文を修正しました。
134	3.4	271	結果の可否というのが何を指すのか不明瞭。試験の成否ということでしょうか。表現を修正した方がよいと思います。	意図を明確にするため	原文を修正するとともに和訳を修正しました。
135	3.4	274-279	in silico, invitro, invivoで利用される例を具体的に示してはいかがでしょうか	表1のカッコ内は、in silico, in vitro, in vivoの少なくとも3つのいずれかに該当する物を列記していると理解するが、274-279の本文では、特にin silicoのモデル評価を強調している印象であるため	原文を修正しました。
136	3.4	276	メカニスティックモデルを含めてよい→メカニスティックモデルが含まれる	英文はmay includeとなっており、よい、悪いのニュアンスはない	原文を修正しました。
137	3.4	283	「利用可能なRWDの妥当性、関連性及び範囲について、規制当局と協議すべきである。」⇒規制当局と協議が必要とされている項目については、より具体的に「どのような場合に」「どのタイミングで」当局との事前協議が必要か記載していただきたい。	規制当局との協議・合意が取られないと臨床試験等が実施できない、または後から申請資料等に利用できないという重要なレベルを意図しているのであれば、より具体的な記載であるべきなので。	原文を修正しました。
138	3.4	289-291	「専門機関により策定された臨床診療ガイドライン」とあるが、提出された申請電子データにより、各規制当局による品目横断的な検討の寄与を補足して頂きたい。	小児用の医薬品の開発においては、患者数が少なくデータ集積が困難であることや、個人情報保護の観点からレジストリやRWDからの抽出が難しい場合もあり、年齢等がマスクされることから、当局に蓄積される申請電子データの活用も期待されたと考えたため。	検討しましたが、追記しないこととしました。
139	3.4	291-292、英語版328-329	単に標準治療の地域差だけではなく、各地域のガイドラインがどのような目的で作成されているか、どのような手法に基づいて作成されたか、また特に希少疾病では専門家の意見の違い等によって地域間で異なることがあることも追記すべきではないか。	希少疾病のガイドラインを日米欧で比較してみると、いわゆる「Minds診療ガイドライン作成の手引き」にどの程度準拠しているか(どの程度適切なエビデンス評価の手法に則っているか)によって、推奨が変わることがある。また、専門家の意見がregion間で異なる場合、推奨内容と程度も異なることがある。WHOの推奨は発展途上国を主に念頭に置いており、先進国主体のregionの推奨と異なることもある。これらの点に配慮して、根拠となる文献なども踏まえた評価をする必要があります。	検討しましたが、原文のままとしました。
140	3.4	297	多角的にかつ複合的としてはいかがでしょうか	criticalの訳出が不自然であったため	検討しましたが、対応は不要と判断しました。
141	3.4	333	類似性を裏付けるデータの情報源及び種類の信頼性 → データの情報源及び種類が類似性をどれくらい指示するかの確度	英文と意図が異なっていると思われる	和訳時に対応しました。
142	3.4	英語版286、287、335等	contextが、背景と訳されていますが、誤訳でしょう。作成メンバーと趣旨を確認し、適切な日本語にされることをお勧めします。	ここでのcontextは、単に背景だけでなく、どのような趣旨、状況、目的で(データ収集、データ解析等が)われたのか、ということを意味していると思われます。英文の610や651のcontextは、状況と訳されています。	和訳を修正しました。
143	3.4	表1	その他の情報源について、公表論文は「システマティックレビュー又はメタアナリシス」に限定されるのでしょうか。他も利用可能であれば追記いただきたい。	システマティックレビュー又はメタアナリシス以外の論文も利用可能と考えられるため。	原文を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
144	3.4	表1	臨床データ1～3の「医薬品又は・・・」の医薬品とは本剤(対象となる医薬品)のことでしょうか？また、「その他の関連する健康状態」をもう少しわかりやすく記載いただきたい。	定義が不明なため。	原文において、欄外に本ガイドラインで示すdiseaseはdiseaseとconditionの両方を含む、という注釈を追加し、diseaseに統一しました。
145	3.4	表1	非臨床データのカッコ内の記載は削除してはいかがでしょうか？	疾患-反応、セミメカニスティック、メカニスティックが何を指しているか明確ではなく、カッコ内の記載がなくとも、非臨床データが疾患・治療効果の類似性を検討する情報源になることは理解できるため。	原文を修正しました。
146	3.4	表1	「同じ健康状態」「その他の関連する健康状態」に相当する英文「in the same condition」を「in populations with the same condition」に、「in other related conditions」を「in population with other related conditions」と修正してはいかがでしょうか？	英文の表1ではin the same conditionなどとなっていて被験者に限定していませんが、後述の文章から被験者集団の条件を指しているようなので、表内でもそれがわかるような表現にしてはいかがでしょうか？	表1の修正に伴い、和訳を修正しました。
147	3.4	表1	「健康状態」と表現し、「疾患」とは区別している理由が分かると思います(別の場所で用語の定義を示しておく等)。	用語を使い分ける意図が分かりづらいためです。	原文において、欄外に本ガイドラインで示すdiseaseはdiseaseとconditionの両方を含む、という注釈を追加し、diseaseに統一しました。
148	3.4	表1	臨床データ、の定義は、268から269に例示されているものという理解で良いでしょうか。表内にも簡単に例示したほうが良いと考える。「臨床試験・臨床研究などから得られ臨床データ」、等のように。	Real World Dataも臨床データであり、本文を読まないと、表中の「臨床データ」がどういふものかわからない。	原文を修正しました。
149	3.4	表1	electronic health recordsにElectronic Medical Record (EMR)”は含まれるとの理解でよいのか。 「電子診療録」と訳されているが、英文(electronic health records)はより広義ではないか。		和訳を修正しました。
150	3.5	英語版339-351	3. 4のSources and Types of Existing Dataの項のTable1についての説明では、疾患、薬理学及び治療効果及び相違点を裏付けるために使用する旨書かれており、安全性についてコメントされていないが、安全性の外挿にも活用可能である旨の記載が、3. 4のどこかに明記されて良いのではないのか。	3.5の記載では、実質的にはTable1に記載されている情報源を活用する旨書かれている。非臨床、メカニズムに基づくものも安全性の分析の一環として考慮すべきとあるが、有効性についてほどではないにしても安全性についても一定の重み付けをして考慮すべきである。確かに、安全性については動物のデータは必ずしも人に当てはめることは出来ないことは理解するが、英語版351にある「一部として考慮すべきである」では表現が弱い。	原文を修正しました。
151	3.5.1	306	「安全性データの取得にも適用できる」とあるが、中枢神経系で作用する薬剤など、小児と成人の安全性プロファイルが異なる可能性のある薬剤の場合、成人の安全性データは、小児集団の安全性をサポートするのに十分でない可能性があり、「安全性データの取得にも適用できる場合がある」が適当ではないか？	理解を明確にするため。	3.4.2項で言及しています。
152	3.5.1	322	Bullet Pointとして以下の追加の必要性を検討していただけないか？ -小児集団の年齢におけるorgan maturationが有害事象発現に影響を及ぼさないか -小児集団の年齢における差が副作用の忍容性に影響を及ぼさないか(例:下痢による脱水への耐性) -小児集団の年齢における差が副作用の訴求に影響を及ぼさないか？(新生児～乳児からの聞き取りの困難さ) -成長過程(心身の成長、性ホルモン、生殖能等)に影響を及ぼす副作用についての考慮は必要ないか	気になった点を上げました。小児外挿という意味では直接関係しないかもしれないが、一度検討してみたい。	「年齢特異的」という記載にご提示の事項は包含されているため原文のままとしました。
153	3.5.1	327-328	「年齢特異的な短期及び長期の有害作用」を特定されていない場合「これらを説明するためのデータ」について、「これら」を明記いただきたい。	一步踏み込んで細やかに書き出されている点で、安全性の外挿について考察すべき箇所がより具体的に重要な記載と思います。冒頭の文章を当てはめてもどのような内容をどのように説明するためのデータを検討すべきなのか理解しづらいため。	検討しましたが、原文のままとしました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
154	3.5.1	339-340	「ある特定の状況下」に相当する前段の間に対する回答の例示を補足して頂きたい。	理解するために有用であると考えたため。	検討しましたが、例示はしないこととしました。
155	3.5.1	英語版395	Under certain circumstancesはどのような場合かの例示が必要ではないか。	「有効性ととともに安全性も評価された場合」あるいは「十分に安全ということが既知であるか、安全性に関する既知情報があり、追加で収集する必要がない場合」という解釈でよいか。これが可能なのは、多数の特定の小児集団を対象とした試験を実施した場合と考えるが、そのように想定しているかどうか。また前者の場合は、少数の小児試験またはM&Sでも「有効性と安全性の評価」が可能と考えているのか。	検討しましたが、例示しないこととしました。
156	3.5.2	344	近年では、医薬品のリスクは常にリスクマネジメントとセットで考えられる。外挿を検討する際に、参照集団でマネジャブルなリスクであっても、その際に使用するリスク最小化手法（副作用モニタリングの手法（例：定期的な眼の精密検査）や副作用管理手法（例：ステロイド投与）が小児集団で困難であった場合の考慮事項はあるか？	小児外挿という意味では直接関係しないかもしれないが、一度検討してみていただきたい。	検討しましたが、本ガイドラインでは言及しないこととしました。
157	3.5.2	352-356	収集における特別の配慮についてそれぞれ例示頂きたい。	理解するために有用であると考えたため。	検討しましたが、例示しないこととしました。
158	3.5.2	358	不足の程度によって、としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然で、全体的に不明瞭であるため	和訳時に対応しました。
159	3.5.2	358	適切な科学的妥当性を伴わない任意の症例数を用いることは症例されない。という部分については現実的ではないため、実施可能性を評価した上で症例数を決定することも考慮に入れたほうがよいように思います。	統計的検出力をもって症例数を決定できるとは限らないため。	原文を修正しました。
160	3.5.2	358359	「さらに、適切な科学的妥当性を伴わない任意の症例数を用いることは推奨されない。」とあるが、承認時点で知識不足であるため本剤にかかる事前情報が無い状況で、市販後の調査における安全性に関する科学的な症例数設定の具体的な例示を補足して頂きたい。	理解するために有用であると考えたため。	原文を修正しました。
161	3.5.2、4.1.3.1、4.1.3.2、4.3.3、4.3.7	358、521、522、525、528、530及び531、574及び575、671及び677（2箇所）、763	当該項目で使用されている「症例数（原文：sample size）」に対して、「サンプルサイズ」の使用を提案する。	今般、治験参画の観点から、治験参加者に対する表現として、「被験者」又は「症例」の代わりに「治験参加者」の使用を推奨する考えがある。これらの外部環境の変化を受け、治験参加者数を示す言葉として、提案した。また、過去に発出されたICHガイドラインではsample sizeに対して症例数と和訳されているものの、社会的状況変化を受け、現在Step 4の段階にある、ICH E9(R1)及びE8(R1)を含め検討される必要があると考える。	原文において「participants」に統一しました。
162	3.6	367	「疾患及び治療効果の類似性を評価」の部分に「医薬品の類似性」を含めなくても良いのかと思いました	図2との整合性を図るため	原文及び図2を修正しました。
163	3.6	367	「疾患及び治療効果の類似性」は「疾患、医薬品の薬理学及び治療効果の類似性」としてはいかがでしょうか。	「小児用医薬品開発における外挿の概念」では、これらの3点が重要な因子として述べられているため。	原文及び図2を修正しました。
164	3.6	368	批判より検討をう。が自然に感じます。	訳	和訳時に対応しました。
165	3.6	375-407	小児外挿の枠組みは反復的なプロセスであると理解しているのですが、「外挿の概念の最終化」という表現は、一方通の承認プロセスがあるように感じます。「知識の不足によって最終化を妨げるものではない」、の記載もあり、意図するところがよくわかりません。	小児外挿の反復的な枠組みの中で、“最終化”という表現はあまり適さないように思います。もし具体的なイメージがあるのであればわかりやすく記載いただきたいです。最終化とは承認申請時のイメージでしょうか。	原文を修正しました。なお、検討しましたが、例示はしないこととしました。
166	3.6	380	「データの統合にはメカニズムに基づくアプローチ及び/又は経験的アプローチを用いることを考慮すべきである」とあるが、この表現はここにしか使用されておらず、後続する文章で説明されていないように思えた。		原文を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または 図・表番号	御意見の内容	理由	対応
167	3.6	381	「集団レベルでのデータ(疫学、診断および非介入試験のデータ)が入手可能な場合、参照集団のシステム生物学／薬理学データを含めることを考慮すべきである」とあるが、何をすればよいのか、具体的にイメージできない。	文献を引用するなど、具体的に事例を示して欲しい。	原文を修正しました。
168	3.6	381-382	「参照集団のシステム生物学／薬理学データを含めることを考慮すべき」については、参照集団に限らず、対象集団も含めてはいかがでしょうか。	非介入試験データなど、対象集団のデータが利用可能であれば、有用なエビデンスになると考えられるため。	原文を修正しました。
169	3.6	384-393	参照集団と対象集団のPKPDを用いた定量的な類似性評価の方法について、論文を引用するなど具体的な方法を示してほしい。		検討しましたが、例示はしないこととしました。
170	3.6	387-389	「各集団のパラメータを推定する際に一般に利用可能な精度のレベルは異なることから、多くの場合、単に信頼区間が重なることによって類似性を示すことは不適切である。」との記載がある。信頼区間の重なりだけで評価できないのであれば、どの様に評価するのか事例等を示して欲しい。	記載の意味・意図を深く理解するため。	原文を修正しました。
171	3.6	389	本文書内の他の箇所では「及び／又は」と記載していますので、以下の通り、用語の統一をご検討下さい。 「疾患及び／又は反応の類似性を評価するために」 「疾患及び／又は反応の類似性を評価するために」	本文書内の他の箇所では「及び／又は」と記載しており（例：3.6項の番号384）、統一した方が良いと考えたため。	統一しました。
172	3.6	389	「ことによって類似性を示すことは不適切である」⇒「ことによって類似性を示すことは不適切である」	誤記修正	誤記修正しました。
173	3.6	391	「コミュニケーションを取る」⇒「説明する」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然であるため	原文を修正しました。
174	3.6	391	「コミュニケーションを取ることが推奨される」とありますが、当局とスポンサー間でのコミュニケーションを指しているか、より一般的な意図として捉えるべきか、明確化していただきたいです。	意図を明確にするため	原文を修正しました。
175	3.6	391	「コミュニケーションを取ることが推奨される」とあるが、誰と誰がコミュニケーションをとるのか明記してほしい。		原文を修正しました。
176	3.6	391-392	「若しくは定義又は特定されていない内容に関してコミュニケーションを取ることが推奨される。」との記載がある。誰と何をコミュニケーションするのか具体的に示して欲しい。	記載の意味・意図を深く理解するため。	原文を修正しました。
177	3.6	397	他のICHガイダンス(ICH E17 2.2.7節)に記載されている。	他のICHガイダンスの項目番号のみを引用するのは、将来このガイダンスが改訂された場合に混乱の元となるため、文章を削除するか、項目名を記載した方が良い。	原文を修正しました。
178	3.6	401	したがって、予定しているアプローチの許容性を治験依頼者が規制当局と協議することが推奨される。⇒規制当局と協議が必要とされている項目については、より具体的に「どのような場合に」「どのタイミングで」当局との事前協議が必要か記載していただきたい。	規制当局との協議・合意が取られていないと臨床試験等が実施できない、または後から申請資料等に利用できないという重要なレベルを意図しているのであれば、より具体的な記載であるべきなので。	原文を修正しました。
179	3.6	403	「知識の不足の特定」は「知見の不足の特定」が正しいのではないかと？	通常用いられる「知識」という単語とは意味が異なると思われるため。	ICH E11Aでも「知識の不足」と訳しているため、「知識の不足」のままとしました。
180	3.6	英語版462-464	一文が長く、内容の理解が難しい。もう少しかみ砕いた分かりやすい説明をしていただけないか。		原文を修正しました。
181	3.7	417	「提示」について、目的と提示先を明確にされるとよいと思います。	概念を提示するということ自体にもう少し説明が必要と感じたためです。	原文を修正しました。
182	3.7	422	全体的なエビデンスの強弱 としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然であるため	和訳時に対応しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
183	4	430-431	「外挿の計画に詳述すべき」とあるが、既に存在するEMA (Paediatric Investigational Plan)、FDA (initial pediatric study plan) 等のガイダンスとハーモナイゼーションして補足頂きたい。	小児開発計画PIP及びiPSPIについては、「FDA / EMA Common Commentary on Submitting an initial Pediatric Study Plan (iPSP) and Paediatric Investigation Plan (PIP) for the Prevention and Treatment of COVID-19」にて一定のハーモナイゼーションが示されていることであるが、そのようなガイダンスがない地域も含めて、小児の外挿計画の理解や対応に差が生じる可能性を避けることが有用と考えたため。	検討しましたが、追記しないこととしました。
184	4	433	「コントロールされた」の意味が分かりにくく、明確にすることが求められる。	対照群を置いた比較試験の意味か、十分に管理された試験の意味かわかりにくい。英文を読む限りでは、対照群を置いた比較試験の意味ではないと思われる。4.3.1項において単群試験を許容していることから、ここでは最も厳格なケースとして対照群を用いた比較試験を例示していると推察している。意味を明確にするために修正する方が良いと考えるため。	原文を修正しました。
185	4.1	447	必ずしも曝露－反応曲線が必要ではない又は確率が必ずしも必要とはならない	どのような場合がこれに該当するのかを記載すべき	原文を修正しました。
186	4.1	448	「曝露－反応曲線」は「曝露－反応関係」が適切ではないでしょうか。	「曲線を示す」ことが目的ではないと思われます。	原文を修正しました。
187	4.1	451-452	「……認められないことで……方法が使用できない(または使用が制限される)」というわけでない」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然に感じたため	原文の修正に伴い和訳を修正しました。
188	4.1	452	432でExposure matchingをすでに使用しているので、以降本用語を活かしてはどうでしょうか	英語のままの方が分かりやすく、今後の小児開発においてもキーワードになってくると思うため。	Exposure-matchingのままとしました。
189	4.1	453	原文のtarget drug responseはtarget drug exposureの間違いではないでしょうか →目標とする曝露量で同様の反応が得られる	和訳ミスと思われるため	原文を修正しました。
190	4.1	453	「目標とする薬物反応」は「目標とする曝露量」が適切ではないでしょうか。	「目標とする薬物反応で同様の反応が得られる」の意味が不明確なため	原文を修正しました。
191	4.1	453	「…、目標とする薬物反応で同様の反応が得られる可能性が高いという予想に基づいている」の下線部は確かに英文でもdrug responseですが、exposure matching活用の妥当性を説明している続きの文章なので、「薬物曝露」の方が適切では。	意図を明確にするため	原文を修正しました。
192	4.1	454-456	「小児患者を治療域以下の投与量へ無作為割付することは非倫理的であり、利用可能な安全性データが高い投与量／曝露量での評価を支持しない場合もある。」は「小児患者を治療域以下の投与量へ無作為割付することが非倫理的となる場合や利用可能な安全性データが高い投与量／曝露量での評価を支持しない場合もある。」が適切ではないかと考える。	記載整備。	原文の修正に伴い和訳を修正しました。
193	4.1	455	「非倫理的であり、また、利用可能なデータが…」としてはいかがでしょうか	2つの異なるシチュエーションに言及しているため	原文を修正しました。
194	4.1	455	「…非倫理の場合や、利用可能な安全性データでは高い投与量／曝露量での…」としてはいかがでしょうか	非倫理的に対するmayの意味合いが読み取りにくい印象を受けたことに伴う明確化の為	原文を修正しました。
195	4.1	460	「…したがって、ある年齢範囲での個別の PK 試験は必ずしも必要ではないと考えられる」の下線部がどの年齢範囲を指しているか、例示などを提示しては。(参照集団のデータが十分ある、という文章に続くところなので、参照集団により年齢の近い集団、を意図しているのでしょうか?)	意図を明確にするため	原文を修正しました。なお、検討しましたが、例示はしないこととしました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
196	4.1	461	「一貫として」は「一環として」とすべきではないか？	記載整備。	誤記修正しました。
197	4.1.1	469	“用量設定データはいつ収集されるべきか？”という題名を“用量設定データはどのような場合に収集されるべきか？”に変更したほうがより適切ではないかと感じる。“いつ”だと時期を連想する可能性があるのではないか。	用量設定データはいつ収集されるべきか？という題名になっているが、記載されている内容はみると“いつ(時期)”ではなく、“どのような場合に”について述べているように感じる。 英語原文はWhenで始まっているがどのような場合にと訳すべきではないか。	原文のタイトルを修正しました。
198	4.1.1	469	「用量設定データの収集」等にとタイトル変更希望。	タイトルの「いつ」の記載が不明なため。	原文のタイトルを修正しました。
199	4.1.2	479	原文の「as are biomarkers that specifically...」の「are」は誤記で、小児の疾患進及び／又は治療効果の特異的に追跡するために用いるバイオマーカーは、成人及び小児の両方の開発において使用可能であるものが望ましい、ではないでしょうか	原文あるいは和訳ミスと思われるため	原文を修正しました。
200	4.1.2	485	裏付けは不要では？	日本語訳が不自然に感じたため	原文を修正しました。
201	4.1.2	486	「バイオマーカーの検証は必要な場合とそうでない場合があるが、検証されたバイオマーカーを使用する場合は妥当性を示す必要性が軽減されと考えられる」の下線部の検証は、さまざまな意味があるので、「バリデート/バリデートされた」、に変換しては。	意図を明確にするため	原文を修正しました。
202	4.1.2	487-489	「また、方法論上の留意事項（例：欠測値の影響、仮定からの逸脱に対する感度分析の結果）も提案されるエンドポイントの評価に含めるべきである[ICH E9(R1) 参照]。』は削除してはいかがでしょうか。	大事なポイントではあるものの、「バイオマーカーの使用」に限定される留意事項ではなくすべての臨床試験にあてはまると考えられるため。	原文を修正しました。
203	4.1.2	英語版570-572	この一文は趣旨が分かりにくい。少なくとも和訳は英文と趣旨が異なると思います。	小児の疾患の進や治療効果を追跡できるバイオマーカーがあれば、成人と小児の両方の開発プログラムに利用できることが望ましい、が正しい訳か？？英文もやや難解で趣旨が良く理解できない。	原文を修正しました。
204	4.1.2	全体	バイオマーカーがvalidateされなくて構わない具体例が分かるreference、あるいは例示が必要と思われる。4.1.3.2で具体的にバイオマーカーについて記載があり、こちらを参照するようにしても良いかもしれないが、どの程度バイオマーカーを理論でjustify出来るのかがこのガイドラインから読み取れない。また、4. 1.2だけを読むと、biomarkerとtrue endpointとの関係をあまり気にしないで良いようにも取れる記載ぶりになっている。583から586の説明について、具体的にどのような場合にこのような方法を取らざるを得ないかの例示が、どこかに必要ではないでしょうか。	validateされていないバイオマーカーの使用を正当化できる具体的事例をなかなか思いつきません。むしろ、validateしていないものを用いることで多くの試験が失敗しています。Validateされないバイオマーカーを用いて構わないと多くの研究者が安易に受け止めると怖いと感じます。Relevant clinical outcomesの重要性が軽く見られることも危惧します。	検討しましたが、例示しないこととしました。
205	4.1.3.1	494-508	検討すべき用量範囲・曝露範囲について、考え方を記載いただけないでしょうか？	小児のPK試験を計画するうえで、成人曝露と同等の曝露が得られるであろう用量のみの検討で良いのか、より広い曝露を検討する必要があるのか(その場合なぜか)、参考にさせていただきたいため	原文において追記しました。
206	4.1.3.1	505	服用容量の制約が指すものについて補足をお願いします	具体的にさすものが不明瞭と感じるため	原文を修正しました。
207	4.1.3.1	509-534	目標曝露量と症例数の設定方法について、具体例を示してはいかがでしょうか？	成人のER関係からどうやって目標曝露量を決めるか、目標曝露に収まることを確認するためにどういう例数設計をする必要があるか、具体例があると分かりやすいため	今後作成予定のトレーニングマテリアルにおいて例示する予定です。
208	4.1.3.1	510	対応する成人の曝露量に依存する場合 → 対応する成人の曝露量へのマッチングの場合	英文と意図が異なっていると思われる	原文の修正に伴い和訳を変更しました。
209	4.1.3.1	512-516	同じような内容が繰り返されていますので修正をお願いします	和訳ミスと思われるため	原文を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
210	4.1.3.1	517	AUC0-tが用いられていますが、AUCのほうがよいと考えます。	単回投与時にはAUC0-tやAUCinf、反復投与時にはAUCtauなど複数のAUCを考慮する可能性があるため	原文を修正しました。
211	4.1.3.1	527-528	クリアランス及び分布容積等、重要なPKパラメータの精度を小児集団で実証するための症例数の適切性 PK評価時点(採血時点)の追記も必要ではないでしょうか？	PKパラメータの精度確保のためには採血時点も重要なファクターであるため	原文を修正しました。
212	4.1.3.1	532	「至適デザイン」はoptimal designの訳だと思いますが「最適計画」が訳として用いられることが多いと思います。「至適デザインを実施すべきである」という文章を最初に見たときは意味を理解できませんでした。	例: https://iss.ndl.go.jp/books/R000000004-I023629962-00 (2022年7月1日にアクセス確認)	「最適デザイン」としました。
213	4.1.3.1	537-542	「小児用医薬品開発における外挿の場合、すべての医薬品及び薬効群のための単一の許容限界を設けることは(生物学的同等性試験と比較して)、意義のあるアプローチとならない。AUC及びCmax等、曝露量の重要な指標における平均値の差に関する信頼区間の評価は、許容可能なアプローチとなりうる。選択した信頼区間の境界値には、小児における特定の適応症に対する医薬品の治療域及び医薬品のリスクベネフィットの背景を反映すべきである。」とあるが、平均値の差の信頼区間は、場合によっては90%を超える信頼区間(e.g. 95%信頼区間)が許容されるという解釈で良いか？	想定されている信頼区間の許容幅をより具体的に把握するため。	場合によっては許容されうると考えます。
214	4.1.3.1	549-551	より年少の患者(例:乳児及び新生児)では、関連する臓器の成熟度を説明するうえで、体重に加えて年齢も重要な共変量である。 早産児や未熟児では修正年齢を利用する必要がある旨の説明を加えておいてもよいのではないかと思います。	ガイドライン運用時の懸念点明確化のため	原文を修正しました。
215	4.1.3.1	552	体重や年齢は連続的尺度で図示すべきなど、Shouldをすべて「すべきである」とすると、解析の方法やその提示方法に選択肢がないように読めてしまうので、文章全体通して修正をご検討ください。「するとよい」としてはいかがでしょうか	必須の対応とは考えられないため	原文で「should」については、1.1fにおいて、説明を追記しました。
216	4.1.3.1	512	「剤型の状況を定義すべき」とあるが、体重に応じてflexibleな用量調整が可能な製剤を準備すること、等、補足説明が必要ではないか。	小児患者のPKに影響する最も重要な要因は体重であることが示されているため(line 549)。	検討しましたが、原文のままとします。
217	4.1.3.1	550	「より年少の患者(例:乳児及び新生児)では、関連する臓器の成熟度を説明するうえで、体重に加えて年齢も重要な共変量である」との記載である。本項は薬力学的評価に関連する項目であることから、PKに関連する臓器として、主に肝臓における薬物代謝(酵素)の成熟度を示していると考えられるが、他の項目において他臓器の成熟度についても記載しておく必要があるのではないか。	有効性の評価において標的となりうる臓器に関しては、その成熟度合いが有効性を左右する場合も考えられるため。	原文を修正しました。
218	4.1.3.2	543-551	543-548の段落と、549-551の段落の順番を入れ替えた方が、体重が重要な共変量であることが適切に伝わると思います。	読みやすいものとするため	検討しましたが、原文のままとします。
219	4.1.3.2	562	「参照集団及び対象集団」は「参照集団及び/又は対象集団」で良いのではないのでしょうか。	490-492に参照集団でバイオマーカーが評価できない場合の記載があり、整合を取るため	検討しましたが、原文のままとします。
220	4.1.3.2	574	症例数の設定方法について、具体例を示してはいかがでしょうか？	バイオマーカーに対する効果の同等性を示すためにどういう例数設計をする必要があるか、具体例があると分かりやすいため	検討しましたが、例示しないこととしました。
221	4.1.3.2	575	「エンドポイントに関する」を「エンドポイントの評価に関する」としてはいかがでしょうか	何に対する例数設計が明確にするため	和訳時に対応しました

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
222	4.1.3.2	577	主要な決定要因における変動が指すものを補足下さい	具体的にさすものが不明瞭と感ずるため	原文の修正に伴い和訳を変更しました。
223	4.1.3.2	578	サンプリングポイントを被験者ごとに決定するのではなく「被験者当たりの」では？	より適切な記載とすべきであるため	和訳を修正しました。
224	4.1.3.2	587-588	次のように文言を修正することを提案する。「解析及び報告によって、小児における有効な投与量を確立する参照集団におけるモデリング関係（用量－暴露－反応関係）を確認すべきである。」	この解析では用量－暴露－反応関係を確認すべきであるが、p. 18～19では、同じ暴露量が同じ有効性をもたらすと仮定する十分な理由がある場合には、PKデータのみが必要であると説明されている。このことは、用量－暴露－反応関係を確認するための要件と矛盾しているように思われる。	原文を修正しました。
225	4.1.3.2	557	タイトル変更を希望。代替えとして「有効性を確立するためにバイオマーカーで外挿する場合」を提案します。	タイトルが分かり難いため。	タイトルを変更しました。
226	4.1.3.2、4.2、5.2	578、631、827	当該項目で使用されている「被験者（原文：subjects）」に対して、「治験参加者（原文：participants）」の使用を提案する。	今般、患者参画の観点から、治験参加者に対して英語ではparticipantの使用が普及し、これに対する和訳として治験参加者の使用推奨が始まっている。これらの外部環境の変化を受け、本提案をした。また、過去に発出されたICH E3等では治験参加者に対して、被験者（原文：subject）が使用されているものの、ICH E8(R1)の英語原文でも、subjectから、participantに変更された背景も鑑み、現在Step 4の段階にある、ICH E9(R1)及びE8(R1)を含め検討される必要があると考える。	原文において「participants」に統一しました。
227	4.1.4	597	最終的には～、規制当局と協議すべきである。⇒規制当局と協議が必要とされている項目については、より具体的に「どのような場合に」「どのタイミングで」当局との事前協議が必要に記載していただきたい。	規制当局との協議・合意が取られていないと臨床試験等が実施できない、または後から申請資料等に利用できないという重要なレベルを意図しているのであれば、より具体的な記載であるべきなので。	原文を修正しました。
228	4.1.4	590	「外挿は連続したもの」をもう少しクリアにしていきたい（図1の小児用医薬品開発における外挿の計画における連続性のことを指していますか？）。	言葉を補った方が誤解されないと考えるため。	原文を修正しました。
229	4.2	599	試験デザインの検討や検討のための情報を得たり → 様々なシナリオでのシミュレーションをつた上で試験デザインを検討したり	英文が省略して記載されているので、補足して記載しないと何を指しているのかが分からない	原文を修正しました。
230	4.2	614	「個々のPK 特性を記述するin vitro データ」（英語743:in vitro data describing individual PK attributes）について、「個々」の指す内容が分かりませんでした。意図が明確にできるとよいと思います。 例）「ADME等のPK特性を記述する～」「開発候補化合物のPK特性を記述する～」「個々のPK 特性を記述するin vitro データ」	「個々（individual）」の指す内容が分からなかったため。	原文を修正しました。
231	4.2	616-620	成人データとの併合解析のリスク・ベネフィットについて、記載いただけないでしょうか？	成人データを併合するとIntensiveなデータに基づいたモデル構造等小児で得られていない知見を補うことが可能な一方で、成人の知見が小児に適応可能なのか、小児のみで認められているシグナルが薄れてしまう等リスクがあるかと思います。そのあたりの考え方を示していただければと思います。	検討しましたが、原文のとおりとなりました。
232	4.2	622	「時間依存性とともにモデルの構造でとらえる必要のある複雑な相互関係（例：パラメータ及び／又は仮定の相関）が見られる場合がある」とあるが、時間依存性とは具体的に何を指すか？仮定の相関とは具体的に何を指すか？		検討しましたが、例示しないこととしました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
233	4.2	623	「最初に(at inception)」について、意図されている具体的な時期や段階を補足して頂けないでしょうか。	「事前に(prior to)」と異なる表記となっており、例えば参照集団における開発で構築するモデルに含めておくべきという意図か、対象集団における開発計画のためのモデル(試験を実施する前に作成)に含めておくべきという意図か、別の意図なのか等が読み取れなかったため。盲検試験における開鍵のような明確なマイルストーンがない状況が想定され、「最初に」や「事前に」がどの時点や段階を示すのかは重要と考えるので、コンセンサスが得られているのであれば記載して頂きたいと考えたため。	原文を修正しました。
234	4.2	623-624	モデル式及びモデルの構造又はデータセットの基礎となる仮定を明確に示す必要があります	日本語訳が不自然に感じたため	和訳時に対応しました
235	4.2	626	「仮定の検証」は「重要な仮定の評価」としてはいかがでしょうか。	仮定によってはデータに基づき評価できない仮定もあるため。また、仮定を「検証」することは現実的ではないため。	和訳を修正しました。
236	4.2	626	何と何が等価ではないと言っているのかわからないため、言葉を補ってはどうでしょうか？必ずしも構築したモデルが実データを精度よく記述できるとは限らない。ということでしょうか？	何と何が等価ではないと言っているのかが不明瞭のため。	原文を修正しました。
237	4.2	633	「モデルパラメータにも不確実性がある」は「モデルパラメータの推定値にも不確実性がある」がより適切でしょうか。	頻度論ではパラメータに不確実性はないため。	原文を修正しました。
238	4.2	634-636	「パラメータによっては、limitation(データの不足、選択に対する不確実性/任意性)があることを特筆すべきケースもある」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然で、全体的に不明瞭であるため	原文の修正に伴い和訳を変更しました。
239	4.2	636	ある程度の任意性がある場合に指定しなければならないパラメータもある⇒表現が不明瞭なので補足・修正下さい	日本語訳が不自然で、全体的に不明瞭であるため	原文の修正に伴い和訳を変更しました。
240	4.3	642	試験を計画する場合、プラセボ群を置くことによってOperation上困難な場合が多いので、実薬群のみでの検証で許容されるか。	プラセボ群設定は小児試験を実する上で、組み入れに大きな障害となるため	検討しましたが、原文のままとしました。
241	4.3	643	「外挿の概念で特定された科学的疑問」を補足していただきたい。	「科学的疑問」という文言は初出であり、理解するために有用であると考えたため。	原文を修正しました。
242	4.3.1	646	有効性の試験において標準のエビデンスが単群試験である場合とは、具体的にどのようなケースが考えられるのでしょうか。	有効性を検討する目的で単群試験が標準エビデンスという状況が思い浮かばないため。	検討しましたが、例示しないこととしました。
243	4.3.1	647	「試験デザインにあたっては、有効性の主要目的の評価方法を、事前に規定した閾値を用いて定義すべきである」といった閾値設定を推奨するような記載は適切に修正していただきたい。	必ずしも閾値を設定する必要はなく、次の段落にあるとおり推定精度に基づく症例数設計もありえるため。	原文を修正しました。
244	4.3.1	646	「これは」は削除。	不要と考えるため。	原文の修正に伴い和訳を変更しました。
245	4.3.2	655-656	次のように文言を修正することを提案する。「(...) 他の無作為化比較試験(RCT)の関連する既存対照群」	「他の無作為化比較試験(RCT)の関連する対照群」が同一疾患内のRCTからの既存対照群を参照しているかどうかは不明である。	原文を修正しました。
246	4.3.2	656	次のように文言を修正することを提案する。「(...)対象集団におけるリアルワールドでのエビデンスからの情報源がなりうるかもしれない。リアルワールドエビデンスによる前向き研究は、標準治療を超えたデータ収集において、後ろ向き外部対照薬よりも利点がある。」	リアルワールドのエビデンスによる後ろ向き試験と比較して、リアルワールドのエビデンスによる前向き観察試験は、標準治療を超えたデータを収集するという点で、しばしば有意な利点を提供することを考慮頂きたい。	検討しましたが、本ガイドラインのスコープ外と判断し、原文のままとしました。
247	4.3.2	656-657	「…情報源がなりうるかもしれない」⇒「情報源となりうる」としてはいかがでしょうか	日本語訳が不自然であり修正が必要と考えられるため	原文の修正に伴い和訳を変更しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
248	4.3.2	657-659	「異なるエンドポイントが使用されている場合の外部データの利用にはより多くの課題があり、その妥当性を示す必要がある。」といった記載がありますが、妥当性を示す方法としてどのような方法が考えられますでしょうか？	外部データと対象疾患が同じで、エンドポイントのみ異なる場合があると考えられるが、そういったケースでのエンドポイントの妥当性を示す方法としてどのような選択肢があるか本文(案)からは読み取れないため。	検討しましたが、例示しないこととしました。
249	4.3.2	660-664	全体に表現が分かりにくいので日本語の整備をしたほうがよい	日本語訳が不自然であり修正が必要と考えられるため	原文の修正に伴い和訳を変更しました。
250	4.3.2	656	外部データの例示として、「観察研究の結果」を加えてはいかがでしょうか？	外部コントロールに関する論文に、なりうるデータソースの1つとして観察研究に関する記載があるため(Ann Oncol 2022 vol33 p376)。	原文を修正しました。
251	4.3.2	662-664	【修文提案】 ＜現記載＞ これらは非無作為化対照試験ではあるが、依然として対照はあるため、単に閾値と比較する方法とは異なることを考慮することが重要である。 ＜修正案＞ これらは非無作為化対照試験ではあるが、外部の対照データを考慮することが重要であり、単に閾値と比較する方法とは異なる。	英文を忠実に和訳することによって分かりやすくなるため	和訳時に対応しました。
252	4.3.3	全般	「5.2 成人臨床試験における青少年の組入れ」で倫理上及び運用上の課題として、(2) 青少年をプラセボ対照の対象とすべきかと記載されていますが、本項にはプラセボを対照とする場合の課題等が記載されていない背景等ご存じでしたらご教示いただけますでしょうか。	小児だけを対象とする臨床試験でもプラセボを対照とする必要性が検討される場合、小児被験者の権利を守り、過度の危険から保護する特別な配慮が必要であると考えます。小児試験が倫理的に実施されるための留意点が記載されている方が良いのではと考えました。	検討しましたが、追記しないこととします。
253	4.3.3	670	「…試験デザインは異なるものとなる」は「…試験デザインは異なるものとなる可能性がある」としてはいかがでしょうか。	常に試験デザインが異なる訳ではないと考えられるため。	原文を修正しました。
254	4.3.3	676	「小児用医薬品開発における外挿を用いる」と「独立した有効性試験で期待される症例数よりも症例数は少なくなる」の間に「●●となるため、」等、詳細な理由を追記してはいかがでしょうか。	670-671に「当該試験デザインでの偽陽性率、偽陰性率及び症例数の関係は、参照集団におけるそれらの関係と同じではなく異なる。」と記載されているように、外挿を用いたとしても、偽陽性率や偽陰性率を下げようと考えた場合、必ずしも独立した有効性試験で期待される症例数より症例数が少なくなるとは限らないと考えるため。	原文を修正しました。
255	4.3.3	677	「0.05より大きい有意水準の妥当性」は、どのような観点で、どのような評価によって示されるべきなのか、例示していただきたい。(例えば、2歳未満の小児や希少疾患など被験者の集積が困難であることが、通常よりも有意水準を緩めた設定にする根拠になり得るか？などを確認したい。)	ICH E9 Q&A Q2の回答では「片側2.5%又は両側5%とすることを原則とする。」とあるが、「稀少疾病医薬品にみられる例のように十分な被験者を集めることが困難な場合は有意水準を緩くする、などの措置をとってもよい。」とあります。これらの観点で妥当性を評価することを想定しているのか、それとも参照集団における試験と同様の大規模な試験を実施することによる倫理的観点で妥当性を評価することを想定しているのか確認したい。	検討しましたが、例示しないこととしました。
256	4.3.3	677-679	「もし試験が 0.05 より大きい有意水準により緩められた成功基準に合うように検出力が確保されるのなら」を「もし試験が外挿を用いた試験で期待されるよりも多い症例数が設定されることにより検出力が過大になるのなら」と記載する。	成功基準(有意水準)を緩めたというよりは、独立した有効性試験を参照して外挿した試験の例数設定をったことで症例数過多になり、オーバーパワーとなる事例であると考えたため。	検討しましたが、原文のままとします。
257	4.3.3	677-679	0.05より大きい有意水準が設定される場合、「妥当性は事前に示されるべきである」と記載されているが、妥当性を示すためにどのような方法や説明が想定されているのか、例示いただきたい。	0.05より大きい有意水準を設定することが妥当であると判断される基準や根拠が明確ではないから。	検討しましたが、例示しないこととします。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
258	4.3.3	680-684	全体に表現が分かりにくいので日本語の整備をしたほうがよいかと思 います。 非劣性マージンでよいと思います。 第1種の過誤確率は保ったままで→第1種の過誤が発生する確率を制御 した状態で ではどうでしょうか？	日本語訳が不自然であり修正が必要と考えられるため	原文の修正に伴い和訳を変更しました。
259	4.3.3	672	「相対的重要性を慎重に考慮すべき」をかみ砕いて説明を加えていた きたい。	「相対的重要性を慎重に考慮すべき」だけでは、具体性 に欠けるため。	原文を修正しました。
260	4.3.3	686	事前に規定した選択基準を用いた系統的探索によって、とは？補足をお 願います	具体的にさすものが不明瞭と感ずるため	原文を修正しました。
261	4.3.4	688	理想的には活用する情報源について事前に規制当局と合意しているべ きである。⇒規制当局と協議が必要とされている項目については、より 具体的に「どのような場合に」「どのタイミングで」当局との事前協議が必要か記載していただきたい。	規制当局との協議・合意が取られていないと臨床試験等 が実施できない、または後から申請資料等に利用できな いという重要なレベルを意図しているのであれば、より具 体的な記載であるべきなので。	原文を修正しました。
262	4.3.5	698	「特に、参照集団で取得されたデータのうち、外挿の実施に用いられて いるデータの量を知ることが重要だが、参照集団で取得されたデータの 対象集団で取得されたデータ量に対する相対的なデータの量を知ること も重要である。」は文意が明確になるように適切に修正していただき たい。	意味がわかりにくいため。	原文を修正しました。
263	4.3.5	706	「選択にも依り」の「も」は必要でしょうか？	誤記訂正	和訳を修正しました
264	4.3.5	英語版869-871	“This will be the case when there exist known differences in the disease (e.g., severity) that can be quantified and predicted based on measured covariates, though the extrapolation concept is still applicable.” 「定量化できる (can be quantified)」とする条件の例示はできないでし ょうか。	「共変量によって定量化あるいは予測できる」ものには限 界があり「重症度による影響」は予測できても、年齢変化 の影響、基礎疾患の影響、等、妥当性を十分検証してい なければ、必ずしも定量的予測ができないものもある。	原文を修正しました。
265	4.3.5	723	安定性→頑健性を評価	日本語訳が不自然であり修正が必要と考えられるため	和訳を修正しました。
266	4.3.6	727	「外挿の計画における、計画された試験デザイン全体を示す図は、特に デザインが複雑な場合に有用である。」の記載で、デザイン全体を示す 図の例を記載または引用等することは可能でしょうか？	共通の認識を持つのに役立つと考えるため。	検討しましたが、例示しないこととしました。
267	4.3.6	734	完全な動作特性を示すとは？ベイズ流アプローチの枠組みで実施する、 条件やアプローチの方法を示すようにする。ということでしょうか？適切 な表現にすべきと思います。		原文を修正しました。
268	4.3.7	738	事前に合意が得られているべきであり、とありますが、PIPやPSP等に該 当するような小児臨床試験の計画の事前の提出義務がない日本で必ず 事前に機構相談をしなければならないということをとっているのではない かとおもいますので、誤解がないようにしたほうが良いかと思いました。ま た、CTNを実施することも事前合意と思いますので適切な理解が得られ るような表現にしたほうがよいかと思いました。		原文を修正しました。
269	4.3.7	740	「解析方法を対象集団で用いる」を「集団レベルでの変数/エンドポイント の要約 (Population-level summary for the variable/endpoint) を対象集 団でう」と記載する。	集団レベルでの要約の方法を同じにする意図であると考 えたため。	原文を修正しました。
270	4.3.7	749	「報告された場所」とは何を指すのか、具体的に記載して欲しい。	国名なのか、施設名なのか等不明なため。	原文を修正しました。
271	4.3.7	754	事前に規定した量よりの量が示すものは何でしょうか？		検討しましたが、例示しないこととしました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
272	4.3.7	755	「使用する非劣性限界が成人で許容される値よりも広い場合、例数や分散に合わせた非劣性を示すために必要な治療効果の点推定値を指定することもありうる。」は文意が明確になるように適切に修正していただきたい。	意味がわかりにくいため。	和訳を修正しました。
273	4.3.7	758	「類似性の程度や類似性」では「類似性」が繰り返しになるので、記載を再考していただきたい。	例えば、「類似性の程度等」または「類似性の程度や頻度」、「類似性の程度や類似性のパターン」など。	原文を修正しました。
274	4.3.7	英語版933-935	“サンプルサイズが小さいために統計的有意性が得られなかった場合、肯定的な結論を出す前にこの参照データにどの程度の重みを置く必要があるかを理解する(すなわち、ティッピングポイント分析を用いる)こと”邦訳として上記のようにするのはどうか。	訳が悪い。	和訳を修正しました。
275	5	790	章のタイトルは「計画」に限定せず、「～外挿に関わるその他の留意事項」としてはいかがでしょうか。	一部は「概念」にも関わる内容であるためです。	原文を修正しました。
276	5、5.2	809	小児コホート(例:12～17歳の青少年の部分集団)との記載は、小児コホート(例:青少年のうち、12～17歳の部分集団)がより良いように考えます。	各種法令により青少年の年齢区分が異なることから、誤解を生じないようにするため。	原文を修正しました。
277	5.1	英語版792	「As described in Section 3.5」等のように表現を改めてはどうか。	「上述のように」とあるが、実際には3. 5節を指しているようであり、直前の節では触れていない。	原文を修正しました。
278	5.2	806-808	【意見対象の記載】 成人における有効性及び／又は安全性をより年少の小児に外挿するための橋渡しとして青少年の結果を用いる場合、より年少の小児と青少年における疾患及び治療効果の類似性、並びにあらゆる不確実性について対処すべきである。 【意見の内容】 青少年(やその他参照集団)の結果を、より年少の小児(例:乳児、新生児※550)に外挿可能かどうかの類似性を示すための指標が過去にあればご教示ください。	青少年(成人も同様)と乳児/新生児とは、PKや体重がかなり異なる。乳児や新生児の被験者が集まらない場合に、青少年(成人)の結果を乳児/新生児に外挿する際、背景がかなり異なる条件下で、両者間で何を指標に類似性を評価することが一般的か、具体的な指標例が必要と考えるため。	検討しましたが、例示しないこととしました。
279	5.2	806-808	【意見対象の記載】 成人における有効性及び／又は安全性をより年少の小児に外挿するための橋渡しとして青少年の結果を用いる場合、より年少の小児と青少年における疾患及び治療効果の類似性、並びにあらゆる不確実性について対処すべきである。 【意見の内容】 類似性を証明して外挿した例が過去にあればご教示ください。	個々の治験によって条件が様々ですが、同時についていない試験を比較して類似性を示すことが外挿の場合どのくらい許容されるのか示すことが必要と考えるため。	検討しましたが、例示しないこととしました。
280	5.2	806-808	【意見対象の記載】 成人における有効性及び／又は安全性をより年少の小児に外挿するための橋渡しとして青少年の結果を用いる場合、より年少の小児と青少年における疾患及び治療効果の類似性、並びにあらゆる不確実性について対処すべきである。 【意見の内容】 あらゆる不確実性として想定される具体例を教えてください。	成人における有効性及び／又は安全性をより年少の小児に外挿するための橋渡しとして青少年の結果を用いる場合、類似性を示すための指標と同じく不確実性についても具体的な指標例が必要と考えるため。	検討しましたが、例示しないこととしました。
281	5.2	809	「小児コホート(例:12～17歳の青少年の部分集団)を含める」の記載に関して違和感を覚えました。例えば、「18歳以上の成人臨床試験に12～17歳の青少年の部分集団を小児コホートとして含める」等ではいかがでしょうか？	小児コホートと青少年の定義が明確でなく、混乱するため。	原文を修正しました。
282	5.2	809	原文通りですが18歳が成人、青少年いずれにも含まれていません。成人を18歳以上としてはどうでしょうか？		原文を修正しました。

#	御意見の対象項目	行番号または図・表番号	御意見の内容	理由	対応
283	5.2	820-829	この文章を追加することを提案する。「治験依頼者は、成人を対象とした臨床試験の青少年を含む小児の開発計画に合わせるため、早期に保健当局と協力することが推奨される。」	治験依頼者及び規制当局は、小児臨床試験の計画に即したデータを得るために、小児臨床試験のより良い実施時期を考慮すべきである。このため、我々は、早期の小児開発計画がこの点で有用であることを想起し、追加の文章を提案する。	検討しましたが、追記しないこととしました。
284	5.2	824	(4)青少年集団と成人集団での同一の主要エンドポイントの使用 ⇒ 安全性評価においても同一の方法で評価できるか検討すべきでは(データの収集、Gradingの方法等)。		原文を修正しました。
285	5.2	825	次のように文言を修正することを提案する。「青少年を除外する可能性がある(した)小児のみを対象とした以降の試験に対する小児科の治験責任医師の参加意欲。」	現時点で述べられているように、この文章は、成人を対象とした試験に青少年を組み入れることは小児を対象とした試験に青少年組み入れることを不可能にすることを意味しており、必ずしもそうとは限らないため、「可能性はある」という言葉へ変更することを提案する。	原文を修正しました。
286	5.2	827-829	「青少年と成人被験者における疾患及び治療効果が十分に類似している場合、成人臨床試験に青少年を組み入れていない理由又は並試験で検討していない理由に対する強固な正当性を示すべきである。」は義務であるように受け取れるので、推奨程度のニュアンスになるように修正していただきたいです。	小児での開発計画を提出する時期として、成人対象での承認審査時期が認められている日本の実情に比べて、成人臨床試験計画時に「青少年を組み入れない又は平衡試験で検討しない強固な正当性を示す」ことを求めるのは非常に強い表現なので、実情に見合った表現に変えていただきたいです。	原文を修正しました。
287	5.2	827-829	「しかし、青少年と成人被験者における疾患及び治療効果が十分に類似している場合、成人臨床試験に青少年を組み入れていない理由又は並試験で検討していない理由に対する強固な正当性を示すべきである。」とある。この記載では、成人の開発時に青少年の組入れが可能であれば、必ず入れることが前提になる様に読み取れる。例え、成人の試験に青少年の組入れが可能であっても、青少年を組み入れないことがbusiness reasonであったり、小児でまとめて評価するなど開発方針であったりする可能性がある。そのため、青少年を組み込まない理由に「強固な正当性」を示すところまで求めるべきではないのではないか。	「正当性を示すべきである」と記載されているが、誰に対してどういう状況で「示す」べきとされているのが不明確。英語の原文からは、「示す」というよりも、正当性が「存在すべき」を意図する文ではないか。 開発戦略のオプションは、企業側が考えるべきでガイドラインで固定する様な記載は避けるべきと考えるため。	原文を修正しました。
288	5.2	827-829	成人臨床試験に青少年を組み入れていない理由又は並試験で検討していない理由を示す必要がある場合、いつどのように示すことが望ましいか。成人臨床試験の治験実施計画書に記載するなどが想定されるのか。	開発計画を立てるにあたり、いつどのように示しておく必要があるかを検討材料に含める必要があるため	原文を修正しました。
289	5.2	827-829	成人臨床試験への青少年組み入れや並試験を実施することが常に可能又は適切とは限らないため、ガイドラインとして「強固な正当性を示す」ことを求めるものではないのではないか。	成人臨床試験への青少年組み入れや並試験を実施することが常に可能又は適切とは限らないため	原文を修正しました。
290	5.2	827-829	「成人臨床試験に青少年を組み入れていない理由又は並試験で検討していない理由に対する強固な正当性を示すべき」とありますが、青少年の組み入れを基本的なrequirementとするという意図でしょうか。また「強固な正当性」はどのように示すべきでしょうか。実施上のガイダンスが必要と思われます。	運用を明確化するため	原文を修正しました。

医 薬 審 査 第 0707 第 1 号
令 和 8 年 7 月 7 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

小児用医薬品開発における外挿に関するガイドラインについて

小児集団における医薬品の臨床試験に関するガイダンスに関する指針については、「小児集団における医薬品の臨床試験に関するガイダンスについて」（平成 12 年 12 月 15 日付け医薬審第 1334 号厚生省医薬安全局審査管理課長通知）及び「小児集団における医薬品開発の臨床試験に関するガイダンスの補遺について」（平成 29 年 12 月 27 日付け薬生薬審第 1227 第 5 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）において示しているところです。

今般、医薬品規制調和国際会議（ICH）における合意に基づき、別添のとおり「小児用医薬品開発における外挿に関するガイドライン」が取りまとめられましたのでお知らせします。つきましては、貴管下関係業者等に対して周知をお願いします。

なお、本通知の写しについて、別記の団体等宛てに事務連絡しますので、念のため申し添えます。

(別記)

日 本 製 薬 団 体 連 合 会
日 本 製 薬 工 業 協 会
米国研究製薬工業協会在日執行委員会
一般社団法人欧州製薬団体連合会
独立行政法人医薬品医療機器総合機構

ICH E11A

小児用医薬品開発における外挿

ガイドライン

ICH E11A

小児用医薬品開発における外挿

目次

1.	はじめに.....	4
1.1	ガイドラインの目的.....	4
1.2	背景.....	4
1.3	適用範囲.....	5
1.4	一般的考慮事項.....	5
2.	小児用医薬品開発における外挿の枠組み.....	6
3.	小児用医薬品開発における外挿の概念.....	7
3.1	疾患.....	8
3.2	薬理学的特徴.....	9
3.3	治療効果.....	10
3.4	安全性に関する考慮事項.....	11
3.4.1	安全性の外挿.....	11
3.4.2	その他の安全性に関する考慮事項.....	12
3.5	既存データの収集源及び種類.....	13
3.6	エビデンスの統合及び小児用医薬品開発における外挿の概念の構築.....	14
3.7	小児用医薬品開発における外挿の概念の確立.....	16
4.	小児用医薬品開発における外挿の計画.....	16
4.1	一般的考慮事項.....	17
4.1.1	成人試験への青少年の組入れ.....	17
4.1.2	モデリング&シミュレーションアプローチ.....	18
4.1.3	用量選択.....	19
4.1.4	用量探索データの活用.....	20
4.1.5	バイオマーカーの活用.....	20
4.1.6	参照集団と対象集団とで異なる評価項目との関係を確立する.....	21
4.1.7	安全性の外挿の計画.....	21
4.2	小児用医薬品開発における外挿の計画に用いる試験デザインのアプローチ.....	22
4.2.1	Exposure-matching アプローチ.....	22
4.2.2	薬物動態／薬力学アプローチ.....	24
4.2.3	有効性試験.....	25
4.2.3.1	単群有効性試験.....	25
4.2.3.2	外部対照試験.....	26

4.2.3.3	同時対照有効性試験.....	26
4.2.3.4	外部データの組込み.....	27
4.2.3.5	参照データを用いることによる影響の定量化.....	27
4.2.4	小児試験に関する提示及び妥当性の説明.....	28
4.2.5	解析、報告及び解釈.....	29
4.2.6	小児試験の解析における参照データの活用方法.....	30

1. はじめに

1.1 ガイドラインの目的

本ガイドラインの目的は、小児用医薬品開発における外挿を活用する際の推奨事項を示し、国際的な調和を図ることにより、小児用医薬品の開発及び承認を支援することである。小児用医薬品開発における外挿を活用する際のアプローチを調和させることにより、地域間で大きな差が生じる可能性が低減されるはずである。また、重要な点は、こうした調和は、小児集団が不必要に臨床試験に曝露されることを減らし、世界的に小児用医薬品へのより適時なアクセスを促進することである。本ガイドラインにおいて、「すべき」という表現は、世界各地の規制当局による見解において特定の規制又は法令上の要求として提示される場合を除き、何かを提案又は推奨するが、必須事項ではないことを意味する。

1.2 背景

小児用医薬品開発における外挿について論じた地域ごとのガイドラインは、これまでに様々な規制当局から発出されている。小児用医薬品開発における外挿は、ICH E11 (R1) ガイドラインで「疾患経過及び期待される医薬品への反応が、小児及び参照集団（成人又は他の小児集団）の間で十分に類似していると推定できる場合に、小児集団における医薬品の有効かつ安全な使用を支持するエビデンスを提供する手段」と定義されている。参照集団には、他の年齢の小児で構成されるサブグループを含めることができる。小児用医薬品開発における外挿では、参照集団と対象集団との間で疾患¹、薬理学的特徴及び治療効果の類似性の評価に基づいて、参照集団に関する既知の情報〔薬物動態（PK）／用量、有効性、安全性など〕を対象集団に拡大することができる。

従来、安全性の外挿は一般的に許容できないと考えられていた。しかし、参照集団と対象集団との安全性の類似点及び相違点に対する理解は進展してきた。ICH E11 (R1) ガイドラインに記載されているように、参照集団で得られたデータを用いて、対象集団で収集すべきデータの範囲及び程度を定義するという原則は、安全性データの利用にも適用できる（3.4 項参照）。

本ガイドラインは、ICH E11 (R1) を補完及び拡大することにより、小児用医薬品開発を最適化するための小児用医薬品開発における外挿の活用について、より包括的な枠組みを示すことを意図したものである。ICH E11 (2000 年) 及び E11 (R1) (2017 年) の各ガイドラインは、本ガイドラインと併せて参照すべきである。これらのガイドラインでは、小児用医薬品の安全かつ効率的で倫理的な開発に対するアプローチの指針として、(1) 小児用医薬品開発プログラムの開始時期、(2) 試験の種類、(3) 年齢区分、(4) 年齢に応じた製剤及び (5) 倫理的原則が含まれている。また、ICH E11 (R1) では、小児用医薬品開発における外挿やモデリング&シミュレーション（M&S）の活用などを含む小児用医薬品開発を最適化するためのアプローチについて、治験依頼者が開発プロセスの早期に規制当局と協議することを奨励している。ICH E11A は、小児用医薬品開発における外挿がどの程度適用できるか、及び小児集団における医薬品の安全で効果的な使用を支えるために、知識に残された不確実性や知識の不足に対処するために収集すべき情報について、治験依頼者及び規制当局を支援することを目的としている。

¹本文書中において「疾患」には、「疾患」と「状態」の両方が含まれる。「状態」には、疾患そのものだけでなく、疾患のリスクがある状態も含まれ得る。

1.3 適用範囲

本ガイドラインは、小児用医薬品開発を支援するための手段として外挿を活用するための枠組みを示す。この枠組みは、利用可能な既存情報、開発を成り立たせるために必要な情報の不足、及び必要に応じて追加情報を得る方法を理解するための反復的プロセスについて説明する。本ガイドラインでは、参照集団と対象小児集団との疾患、薬理学的特徴及び治療効果の類似性を判断する際に影響を与える因子を評価するためのアプローチを推奨する。また、疾患の特性、薬理学的特徴、治療効果がこの判断にどのように影響するかについても論じている。

本ガイドラインでは、M&S やその他の統計的アプローチなどの定量的手法をどのように活用して、知識の不足を埋め、不確実性を低減し得るかについても論じている。本ガイドラインは、小児用医薬品開発における外挿が重要な役割を果たす可能性がある疾患及び／又は状況のすべてを網羅的に示すことを目的としたものではなく、小児集団における医薬品の安全性及び有効性を裏付けるために、外挿を実際にどのように適用できるかを説明するものである。本ガイドラインでは、他の種類の「外挿」、例えば、ある地域から得られた外国臨床データを他の地域の集団に外挿して医薬品の承認の根拠とすること（ICH E5 参照）については述べない。本ガイドライン内でいくつかの定量的手法が言及又は説明されているが、定量的手法について網羅的に言及又は説明することを意図していない。臨床開発に用いられる定量的アプローチの役割について、ある程度の基本的な理解があることを前提としている。

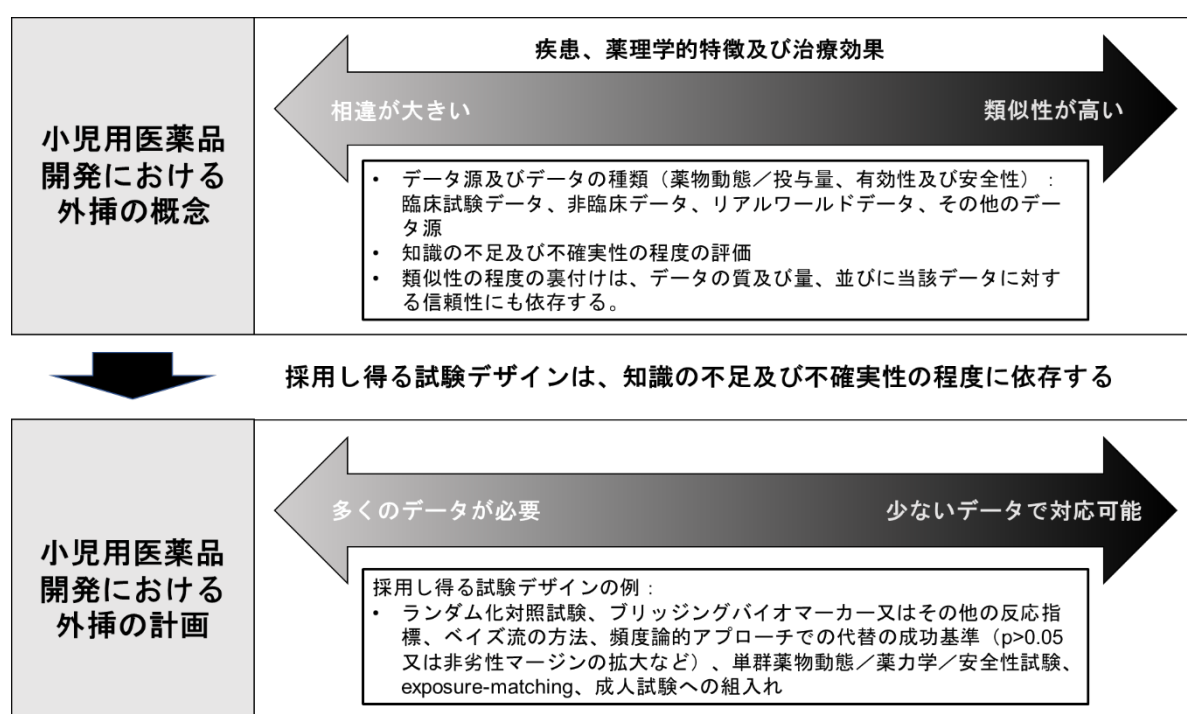
1.4 一般的考慮事項

小児用医薬品開発における外挿を活用することで、小児集団が臨床試験に参加するのは、小児への医薬品の投与に関する科学的理解を深めるために必要な場合に限られることが保証される。ICH E11 (R1) では、小児集団が治験薬に曝露されるリスクを正当化するためには、十分な臨床的有益性の見込みが必要であるとしている。成人主体の医薬品開発の一環として小児を対象とした臨床試験が実施される場合（規制当局によりこれらの試験が要求される場合を含む）、実施の根拠として、参照集団と対象集団との間で疾患がある程度類似していることが暗黙のうちに前提とされていることが少なくない。したがって、成人疾患に関連する小児患者向けのプログラムに小児用医薬品開発における外挿をある程度取り入れることは妥当と考えられる。より年齢の低い小児集団、特に新生児への外挿は、急激な生理学的変化及び臓器成熟のために困難な場合も考えられるものの、小児用医薬品開発における外挿の枠組みにおける一般原則は適用される。

ICH E11 (R1) での小児用医薬品開発における外挿の定義において「十分に類似している」とは、規制上の検討において小児用医薬品開発における外挿が許容されるためには超えなければならない閾値が存在することを示唆していると考えられる。しかし、対象集団と参照集団との間で疾患及び予想される治療効果が十分に類似していると考えられるかどうかは、単純に「はい」か「いいえ」で答えられる問題ではない。したがって、本ガイドラインでは、小児用医薬品開発における外挿に対する様々なアプローチを説明する際、離散的なカテゴリー（例えば、完全、部分的、なし）は用いず、既存データの評価に基づき、残された知識の不足及び不確実性に対処できる試験デザインを特定することに重点を置いている。本ガイドラインで議論されている外挿の利用は、参照集団と対象集団との間での疾患、薬理学的特徴及び治療効果における類似性と非類似性には連続性が存在する可能性があることを反映している（図 1）。類似性がどの程度認められるかは、エビデンスの強さ、審査されたデータの信頼性、及び残された知識

の不足に関する多分野にわたる横断的評価に一部依存する。重要な点として、図1に示す参照集団と対象集団の類似性の程度は、離散的な「類似性の尺度」を示すことを意図したものではなく、この枠組みを概念的に理解することを助けるためのものである。参照集団と対象集団との類似点が検討され、残された知識の不足及び不確実性が特定されれば、多分野にわたるメンバーから構成されるチームによって小児用医薬品開発における外挿の計画を作成することができる。試験デザイン、試験方法及び解析手法の選択肢は、解消すべき知識の不足及び不確実性の程度に依存する。外挿計画では、受け入れ可能な不確実性の程度を臨床的判断により設定し、これらの不確実性に対処すべきである。小児用医薬品開発における外挿の計画で提案され得るデータ及び試験デザインの種類は、Exposure-matching（曝露量に基づくマッチング）からランダム化対照試験まで多岐にわたる（図1及び4.2項参照）。限られた状況（頑健な臨床情報が利用可能な場合など）では、対象集団における追加の薬物動態／投与量、有効性及び／又は安全性のデータを収集する必要がない場合もある。

図1： 連続体としての小児用医薬品開発における外挿



2. 小児用医薬品開発における外挿の枠組み

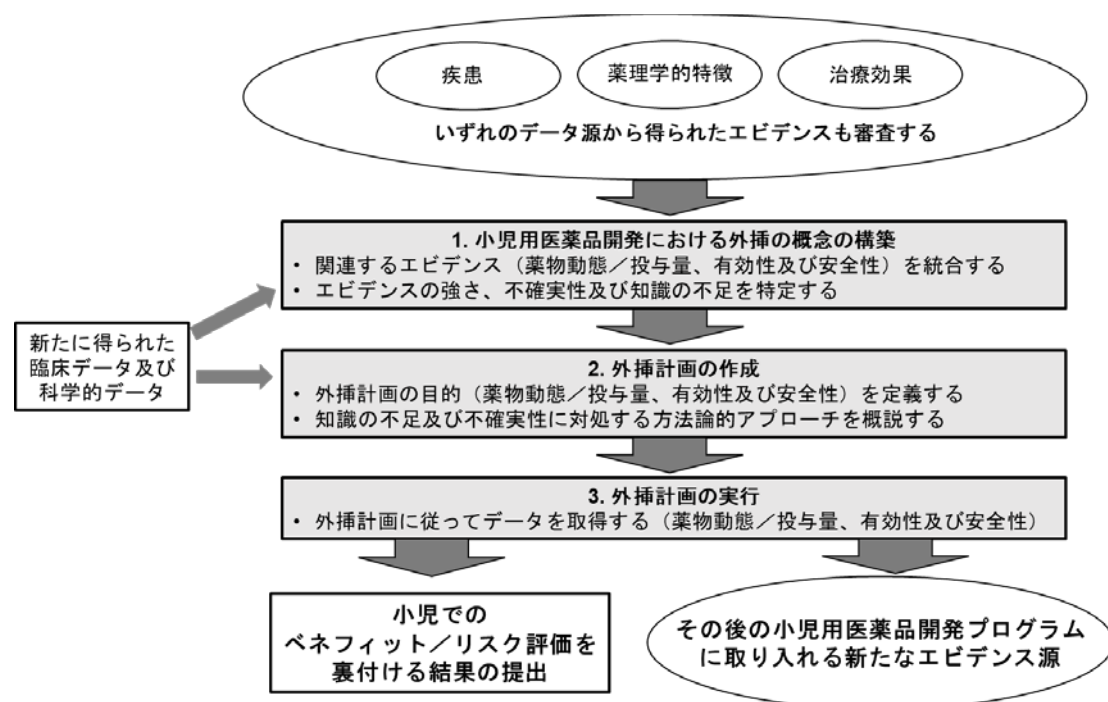
ICH E11（R1）で初めて紹介された外挿の枠組みは、本ガイドラインにおいてより詳述されている。この枠組みは、小児用医薬品開発における外挿の概念の構築並びに小児用医薬品開発における外挿の計画の作成及びその実行という3つの部分から構成される（図2参照）。

第一段階は、小児用医薬品開発における外挿の概念の構築であり、この概念が小児用医薬品開発における外挿の計画の根拠となる。小児用医薬品開発における外挿の概念は、参照集団と対象集団との疾患、薬理学的特徴及び治療効果の類似点及び相違点について、既知の事項と未知の事項を評価するものである。この概念は、参照集団及び対象集団全体において、疾患、薬理学的特徴及び臨床治療効果を定義する様々な因子に関する既存情報を包括的かつ詳細に検討することによって構築される。参照集団及び対象集団における治療の作用に影響を及ぼす因子

を特定し、評価すべきである。既存知識の検討後、小児用医薬品開発における外挿の概念を構築するためにデータを統合すべきである。これらのデータを検討及び統合する方法には、M&Sなどの定量的アプローチ及び統計学的手法が含まれる（3.6 項参照）。データの統合は、エビデンスの強さを理解するとともに、どのような追加データが必要となり得るかを知る手がかりとなる重要な知識の不足を特定するために実施すべきである。

小児用医薬品開発における外挿の概念を構築した後、小児用医薬品開発における外挿の計画を作成すべきである。この計画には、設定された仮定を確認、不確実性及び知識の不足への対処、並びに規制上の意思決定を目的とした対象集団でのベネフィット／リスク評価の支援をするために必要なデータについて、収集目的と方法論的アプローチを含めるべきである。また、新たに得られた臨床データや科学的データに基づき、小児用医薬品開発における外挿の概念が発展する可能性もある。この場合、既に構築した外挿の概念に基づいて作成した外挿計画を破棄するのではなく、新たに得られた科学的知見及び臨床的知見を反映するために小児用医薬品開発における外挿の計画自体を変更することができる。

図 2： 小児用医薬品開発における外挿の枠組み



計画の実行には取得したデータの評価も含まれるべきであり、これにより、設定された仮定を確認し、小児用医薬品開発における外挿の概念で特定された不確実性に対処すべきである。

これらの結果は小児におけるリスク／ベネフィット評価を裏付けるために提出されるべきである。また、これらの結果は、その後の小児用医薬品開発プログラムに取り入れる新たなエビデンス源としても考慮されるべきである。

3. 小児用医薬品開発における外挿の概念

小児用医薬品開発における外挿の概念を構築するには、参照集団と対象集団の両方におい

て、疾患、薬理学的特徴、治療効果及び安全性に影響を及ぼす可能性のある因子を理解する必要がある。

3.1 疾患

参照集団と対象集団との疾患の類似点及び相違点を評価することは、小児用医薬品開発における外挿の概念を構築する上で重要な要素である。従来、小児用医薬品開発における外挿は疾患の類似性に関する二択での判定（つまり、「はい」又は「いいえ」）に基づくことが多かったが、参照集団と対象集団との疾患の類似点及び相違点の理解は、よりきめ細かいものとなってきた（1.4 項参照）。疾患の類似性の評価は、参照集団と対象集団とで疾患が「全く同じである」かどうかを判断することではなく、疾患の類似性及び／又は相違の程度を判断することを目的としている。疾患に相違点があっても、小児用医薬品開発における外挿を可能にする類似点が存在する場合もある。

また、全体集団の疾患が十分に類似していなくても、参照集団と対象集団の双方において、小児用医薬品開発における外挿の利用を裏付けるのに十分な類似性を持つ疾患サブグループを特定できる場合もある。例えば、成人の心不全の原因の多くは小児の心不全と類似していないが、拡張型心筋症による心不全は成人集団と小児集団とで類似しているため、拡張型心筋症を有する成人患者から小児患者への外挿が可能である。

集団間の疾患の類似性に対する理解の信頼性を強めるため、疾患の類似性を評価するときには、検討したエビデンスに存在する知識の不足及び不確実性を明らかにし、どのようなエビデンスの追加が必要かを特定することも試みるべきである。重要な点は、疾患の類似性の評価は静的な作業、又は「1 回限りの」作業ではないということである。新たに知識が得られ次第、それを小児用医薬品開発における外挿の概念内での疾患の類似性の評価に組み込むべきである（図 2 参照）。この評価により、以前の仮定が確認される場合もあれば、変更される場合もある。その結果として、外挿計画に影響がない場合もあれば、何らかの影響が生じる場合もある。

疾患の類似性の評価において考慮すべき因子

参照集団と対象集団との疾患の類似性の評価には、以下の因子の検討を含めるべきである。

疾患の病態生理

参照集団と対象集団における疾患の病態生理及び病因の評価を実施すべきである。関連情報の収集には、参照集団と対象集団との類似点及び相違点を説明する生化学的、遺伝学的／エビジェネティック及び疫学的な情報、並びに細胞、組織、器官系に関する情報が含まれ得る。また、評価には、疾患の臨床症状の相違が発症年齢、年齢依存的な表現型の発現、又はその他の年齢に関連する相違に依存するかどうかの判断を含めることもできる。疾患の病態生理（疾患進行を含む）を把握するためによく用いられるバイオマーカーが利用可能な場合には、それらを実証することは、参照集団と対象集団との疾患の類似点を確認する上で役立つことが多い。可能であれば、疾患を治療しなかった場合の転帰における類似点も評価すべきである。

疾患の定義

参照集団と対象集団における疾患の定義及び診断基準の評価を実施すべきである。参照集団と対象集団との類似点及び相違点を評価する際は、以下の点を考慮すべきである。

- 疾患を定義する徴候又は診断基準は何か？
- 参照集団と対象集団との間で徴候はどの程度類似しているか？
- 徴候はどのように測定されるか？
- 参照集団と対象集団において、疾患の徴候を定義するために用いられる指標は類似したものが用いられているか？
- 参照集団又は対象集団で生じる疾患のサブタイプ（例：重症度、遺伝的要因、分子マーカーなどに基づく）はあるか？
- 参照集団と対象集団における疾患のサブタイプの類似点及び相違点は何か？
- 疾患を定義するために考慮すべきその他の因子（例：予後因子、予測因子、遺伝的／エピジェネティック因子、心理社会的因子など）はあるか？

疾患の経過

参照集団と対象集団における疾患の経過の類似点及び相違点の評価を実施すべきである。評価する際は、以下の点を考慮すべきである。

- 参照集団と対象集団における疾患の臨床経過の類似点及び相違点は何か？疾患の経過に発症年齢などの因子に基づく相違点はあるか？
- 参照集団及び対象集団の両方において、疾患進行の測定に役立つ類似した評価項目及び／又はバイオマーカーはあるか？
- 参照集団と対象集団における疾患の短期的又は長期的転帰は類似しているか？また、これらの転帰は同様の方法で測定できるか？
- 参照集団及び対象集団の両方で利用可能な治療法は何か？
- これらの治療法は、参照集団及び対象集団における疾患の経過にどのような影響を及ぼすか（例：疾患の発症時点及び患者の年齢を基準とした治療のタイミング、治療の頻度、治療期間）？

疾患の頻度、重症度又は進行時期が参照集団と対象集団とで異なる場合であっても、疾患の経過に共通点があれば、小児用医薬品開発における外挿を利用できる場合もある。参照集団で疾患の経過を変化させる治療法が利用可能になった一方で、その治療法が対象集団で承認されていない場合であっても、小児用医薬品開発における外挿という目的において両集団間の疾患の経過が異なると必ずしも結論づけるべきではない。

3.2 薬理学的特徴

小児用医薬品開発における外挿を目的とした薬理学的特徴の評価には、被験薬の吸収、分布、代謝及び排泄（ADME）の特性、薬力学（PD）（3.3 項参照）並びに作用機序（MOA）が含まれる。

体重、体表面積、年齢、臓器の成熟度、併用薬及びその他の関連要因（例：蛋白結合、代謝酵素、トランスポーター、腎機能、剤形選択）など、ADME に影響する可能性のある内因性要因及び外因性要因を考慮すべきである。ADME の特性の違いは、薬物動態パラメータ（例：クリアランス、分布容積）の違いにつながり、結果として薬物曝露量の違いを生じる可能性がある。曝露量という概念は広範にわたり、単一時点での薬物（未変化体及び／又は代謝物）の全身又は他の生体部位における曝露を測定したもの（例：最高濃度、トラフ濃度）から、一定の期間にわたって測定したもの（例：AUC_{0-t}、平均濃度）まで含む。

薬物の薬力学及び作用機序を評価する際は、成熟に伴う差異、例えば、薬物標的の発現レベル及び感受性、並びに該当する場合は下流エフェクターの相違が影響する可能性を考慮すべきである。これらの差異は、参照集団と対象集団との間で有効性及び安全性に関する曝露－反応関係に違いをもたらす可能性がある。さらに、薬物の副次的薬力学特性（オフターゲット作用）の相違は、参照集団と対象集団との間で毒性プロファイルの相違をもたらす可能性がある。

3.3 治療効果

治療効果の類似点及び相違点を評価するために、参照集団及び対象集団において得られている知識を十分に検討すべきである。これには、治験薬、治験薬と同一薬効群の他の薬物及び他の薬効群の薬物を同一疾患の治療に使用した場合の効果が含まれる。同様に、当該薬物剤又は同一薬効群の薬物について他の疾患で得られたデータも、治療効果の類似点又は相違点を評価する際に、関連する知識源となり得る。この評価には、参照集団及び対象集団における用量／曝露量及び治療効果に関するデータの評価を含めるべきである（4.1.3 項参照）。

治療効果の類似性の評価において考慮すべき因子

参照集団と対象集団における治療効果の類似性の程度は、疾患の類似性の程度を裏付けるものにもなり得る。参照集団及び対象集団のいずれにおいても疾患と本質的に関連し、同様の治療効果につながる標的（タンパク質、受容体、mRNA など）は、疾患の類似性を裏付ける根拠となり得る。

参照集団と対象集団における治療効果の類似性を評価する際は、用量／曝露量及び治療効果に関する関連データを検討すべきである。発達及び成熟に伴う変化が用量／曝露量及び臨床効果に及ぼす潜在的な影響は、この評価の一部に含めるべきである。薬物標的と正常な発達、疾患の病理及び期待される治療効果におけるその役割についての理解を評価すべきである。例えば、生後 6 カ月以内では受容体が存在しない場合、この年齢群ではこの受容体のみを標的とした薬物の治療効果は期待できない。参照集団と対象集団とで治療効果に相違を生じさせる可能性がある因子（例：前治療、併用薬、併存疾患、臓器機能、遺伝的背景）を評価し、小児用医薬品開発における外挿を適用できる範囲に影響があるかどうかを評価すべきである。また、治療効果の評価に用いる評価項目の類似点及び相違点の理解度は、治療効果の類似性に関する全体的な評価に影響を及ぼす可能性がある。

治療効果の類似性を評価する際は、以下の点を考慮すべきである。

- 参照集団及び対象集団の両方で用いる評価項目（例：臨床評価項目、バイオマーカー関連評価項目、複合評価項目）の測定には、類似した指標が用いられているか？

- 参照集団と対象集団とで治療効果の評価項目又は評価項目の測定方法が異なる場合、評価項目間の関連性はどのようなものか（例：参照集団における臨床評価項目と対象集団におけるバイオマーカー関連評価項目との関係）？
- 曝露量と治療効果の両方に影響を及ぼす可能性のある因子（例：ベースライン時の疾患重症度、前治療）はあるか？

治療効果の類似性を評価する際は、対象集団と参照集団とで測定された治療効果に相違を生じさせる可能性のある年齢／成熟度に関連する因子（3.1項及び3.2項参照）があるかどうかを考慮すべきである。多くの小児用医薬品開発プログラムでは、対象小児集団と参照集団とで主要評価項目が異なる。このような場合、主要評価項目及び／又は副次的もしくは探索的評価項目の1つ以上の項目を比較することで、異なる評価項目間の関連性を理解することができる。例えば、参照集団において、確立された臨床的有効性の評価項目と相関するバイオマーカーがあり、そのバイオマーカーが対象小児集団においても臨床的有効性と相関する場合、そのような「ブリッジングバイオマーカー」は治療効果の類似性を支持し得る（4.1.5項及び4.1.6項参照）。

3.4 安全性に関する考慮事項

全般的な安全性データ収集及び有害事象報告計画の作成に関する基本的考慮事項は、他のICHガイドライン[E2、E6、E9、E11、E11（R1）など]で詳述されている。本項では、外挿の概念の全体的な作成の一部として、安全性の外挿に関する具体的な考慮事項を説明する。

3.4.1 安全性の外挿

参照集団で得られたデータを適切に用いて、対象集団から収集する必要がある有効性データの範囲及び程度を定義する際に基礎となる原則は、安全性データを得るためにも適用できる（4.1.7項参照）。安全性データの外挿は、対象小児集団に関連する、参照集団における既知及び／又は潜在的な安全性の問題に関する既存の知識に基づいて検討することができる。この分析の一環として、その他の関連する情報源も考慮すべきである（3.5項参照）。これらのデータは、特定の小児集団において予想される薬物の安全性プロファイルに関する確実性を高め、小児用医薬品開発プログラムにおいて補うべき知識の不足が他にあるかどうかを判断するのに役立つはずである。安全性をどの程度外挿することができるかとその適切性の評価は、安全性の外挿の概念及び計画に含めるべきである。

参照集団と対象集団とにおける安全性プロファイルの類似点と相違点は、連続体として理解すべきである。医薬品開発及び計画の早い段階で、安全性データを対象集団に外挿することの裏付けとなる安全性データの収集源及び量を検討すべきである。参照集団には、同じ薬物又は同一薬効群の薬物に曝露された小児集団及び／又は成人集団を含めることができる。また、異なる用法・用量、及び／又は異なる疾患もしくは適応症で投与を受けた参照集団から得られたデータを活用することもできる。例えば、ICH E11 及び E11（R1）に定義されているように、青少年における安全性データの収集は、より低年齢の患者における薬物の安全な使用を支持する新たなエビデンス源となり得る。成人試験に青少年を組み入れるか、又は成人試験と並行して青少年試験を実施することで、青少年集団における安全性をより早期に評価することが可能になる（4.1.1項参照）。

安全性の外挿の概念を構築する際は、以下の点を考慮すべきである。

- 安全性の外挿の一環として検討する対象小児集団の年齢範囲は？
- 参照集団から得られる安全性データの量と質は？
- 被験薬には、小児における安全性に関連する既知のオンターゲット作用又はオフターゲット作用があるか？
- 参照集団を対象とした試験では特定されていない可能性がある、対象小児集団における年齢特異的な短期及び長期の有害作用を説明するためにデータが必要か？
- 参照集団で予想される治療期間及び治療効果の大きさは、対象小児集団と比較してどうか？
- 参照集団と対象小児集団で予想される薬物曝露量は、比較するとどうか？対象小児集団において、特定の薬力学作用又は臨床反応を得るために必要な曝露量から特定の毒性が予測されるか？
- 対象集団に対して活用できる非臨床データ（表 1 参照）から、既に分かっている情報は何か？
- 参照集団と対象集団との間に、安全性の外挿を制限し得る相違点は他にあるか（例：対象集団で使用されるが参照集団では使用されない、安全性シグナルを強める可能性がある基礎療法や、参照集団向けの製剤中の添加剤）？

3.4.2 その他の安全性に関する考慮事項

外挿の概念を構築の一環として安全性の外挿を評価した後、既に収集されたデータに加えて、追加の安全性データを収集する必要がある場合がある。これは、対象集団に知識の不足、及び／又は年齢特異的な安全性の懸念（例：骨端成長板が開いている思春期前の小児における成長速度低下に対するコルチコステロイドの影響）が残る場合に当てはまる。したがって、承認後に対象小児集団でより長期的な安全性データを収集すべき場合がある。

小児用医薬品開発における外挿の概念の一部として、特定の状況下では小児の安全性データの収集について追加的な検討をすべきである。例として、以下のような場合が挙げられる。

- 被験薬が新規薬効群の新有効成分の場合
- 既知のオンターゲット又はオフターゲットの年齢に関連する安全性の懸念がある場合
- 参照集団において、小児にとって特に重要と考えられる重大な安全性所見が認められた場合
- 被験薬の治療域が狭い場合

最終的に、収集すべき安全性データの種類、量及び収集時期は、対象集団における安全性に関して小児用医薬品開発における外挿の概念の一部として特定された知識の不足に依存する。また、安全性データセットの規模の設定は、関連する利用可能なデータに基づく臨床的妥当性を根拠とするべきであり、安全性データセットの規模を恣意的に設定するべきではない。規制当局との早期の協議が推奨される。

3.5 既存データの収集源及び種類

既存データは目的に合わせて使用すべきである（すなわち、データを得た状況がそのデータを使用しようとしている状況にあてはまる必要がある）。参照集団と対象集団との類似点及び相違点を評価するためには、データの量と質の両方を考慮することが重要である。外挿の概念を確立し、外挿計画を策定するためには、関連するすべてのデータを使用すべきである。そのような情報には、進行中の成人／小児用医薬品開発プログラムから得られたデータ及び中止されたプログラムからの関連データも含まれ得る。データ源及びデータの種類の例は表 1 に示されており、本項でさらに詳しい説明を加える。本表は網羅的なリストを示すことを意図したものではなく、その他のデータ源及びデータの種類も関連する可能性がある。

表 1 疾患、薬理学的特徴及び治療効果を評価するためのデータ源及びデータの種類の例

データ源	データの種類
臨床試験データ	被験薬又はそれと同一薬効群の薬物について、同一疾患での薬物動態、薬力学、曝露－反応関係及び臨床データ
	被験薬又はそれと同一薬効群の薬物について、他の関連疾患での薬物動態、薬力学、曝露－反応関係及び臨床データ
	被験薬と異なる薬効群の薬物について、同一疾患での薬物動態、薬力学、曝露－反応関係及び臨床データ
非臨床データ	動物モデルから得られた ADME データ
	<i>In silico</i> データ、 <i>in vitro</i> データ及び <i>in vivo</i> 動物データ [例：動物疾患モデル、薬物動態、薬物動態／薬力学（PK/PD）、作用機序]
	成熟動物及び幼若動物の毒性データ
リアルワールドデータ	疾患レジストリ（地域、国及び世界）、電子医療記録、医療費請求データベースなど
その他	システマティックレビュー、メタアナリシス、関連する公表文献など
	専門的な組織によるガイドライン、診療ガイドライン、コンセンサス文書
	公表されているモデル又は／及びシミュレーション（例：薬物動態／薬力学、機構的）
	専門家の意見
	標準治療、標準的診療

臨床試験データ

同一疾患又は関連疾患を有する集団における臨床試験データ（例：比較試験、前向き観察研究、薬物動態、薬物動態／薬力学、バイオマーカー試験から得られたデータ）を評価し、参照集団と対象集団の類似点及び相違点を理解すべきである。臨床試験データは、結果が肯定的であるか否定的であるかにかかわらず、進行中の試験及び完了した試験並びに公表されているもの及び未公表のものを含め、関連するものすべてのデータを評価すべきである。

非臨床データ

In vivo、*in vitro*、*in silico* モデルなどの非臨床データが利用可能であれば、それらを評価すべきである。そのようなデータとしては、薬物動態、薬力学、又は／及び疾患モデルが含まれ得る。一般的に、臨床データが利用可能な場合、動物モデルから得られたデータは関連性が低くなる傾向があるが、常にそうとは限らない。特定の状況、特に臨床データを収集できない場合（例：炭疽病、ペスト）には、非臨床データのみで疾患の類似性を裏付けることができる。

リアルワールドデータ

小児用医薬品開発における外挿（概念と計画）を裏付けるためにリアルワールドデータをどの程度利用できるかは、発展途上にある。したがって、小児用医薬品開発における外挿を裏付けるためのリアルワールドデータの妥当性、関連性及び利用の程度について、必要に応じて規制当局と協議すべきである。小児用医薬品開発における外挿の概念を構築する際は、電子医療記録、医療費請求データベース、疾患レジストリなどを含む（ただしこれらに限定されない）リアルワールドデータ源からのデータを検討することを考慮すべきである。

その他

専門的な組織が作成した診療ガイドラインを含む専門家の意見は、外挿の概念を裏付けるために利用することができる。専門的な組織が公表している診療ガイドラインは、未公表の専門家の意見よりも情報的な価値が高いと考えられる。しかし、公表されているガイドラインや専門家の意見は、標準治療の違いによって地域間で異なる場合がある。エビデンスの強さを評価することなく専門家の意見や標準治療に根拠として依存することは、一般に十分ではない（3.6項参照）。

要約すると、上記の各データ源及びデータの種類にはそれぞれ長所と短所がある。参照集団と対象集団との類似性をデータ源及びデータの種類がどの程度支持するかの確からしさについては、各データ源から得られたデータの量及び質並びにデータが評価される状況の評価を必要とする。小児用医薬品開発における外挿の概念を裏付けるエビデンスの使用を正当化するために、関連するすべてのデータを批評的かつ多分野にわたる横断的な評価を実施すべきである。

3.6 エビデンスの統合及び小児用医薬品開発における外挿の概念の構築

小児用医薬品開発における外挿の概念を構築する目的は、小児用医薬品開発における外挿を使用することの受け入れ可能性を判断することだけでなく、設定された仮定を記述し、知識の

不足を詳細に説明し、利用可能なエビデンスの不確実性の影響を評価することにもある。本項では、小児用医薬品開発における外挿の概念に含めるべき情報の検討、統合及び提示に関する指針を示す。

既存のエビデンスの統合

既存のエビデンスの統合には、参照集団と対象集団との疾患、薬理学的特徴及び治療効果の類似点及び相違点を評価するための包括的な検討が含まれる（図 2 参照）。エビデンスが検討され統合された後、エビデンスの強さが評価され、エビデンスの不足が特定される。エビデンスを統合する際は、以下の点を考慮すべきである。

- エビデンスの本体は何であり、その臨床的意義は何か？
- エビデンスの長所及び限界は何か？
- データ源及びデータの種別をまたいで、知見はどの程度一貫しているか？
- データにどのような不一致が存在し、それらは類似性の評価にどのように影響するか？

これらの質問への回答は、外挿の概念を確立する前にどのような追加情報が推奨されるかどうか、及び／又は外挿計画でどのような追加データを収集すべきかの手がかりとなるものである。

エビデンスの統合に用いることができる手法

既存データ（表 1 参照）を統合し、外挿の概念を構築する際には、定量的統合を用いるべきである。多様な種類と情報源のデータを適切に統合するために、複数の定量的アプローチ（経験的アプローチと機構的アプローチ）を用いることができ、これらは文書化されるべきである。統合における主要な予測因子（内因性／外因性因子）並びに変動要因（例：個体間、個体内、時期間）の潜在的な差異を考慮すると、すべてのデータを正確に活用するためには複数のアプローチが必要と考えられる。システム生物学／薬理学モデルは、疾患の生物学、病態生理及び治療効果を評価及び予測に利用することができる。母集団モデル（4.1.2 項参照）は、主要パラメータの推定及び変動要因の定量化に利用することができる。メタアナリシス手法は、複数の情報源からの有効性及び安全性データを統合するために利用することができる。

異なる集団の間で疾患及び／又は治療効果の類似性を定量的に評価するために利用可能なアプローチは多様である（4.1.2 項参照）。適切な方法の選択は、類似性評価のために検討されるデータに依存する。例えば、頻度論的アプローチを用いる場合、点推定値及びそれに伴う信頼区間の比較することにより、参照集団と対象集団との治療効果の類似性を評価することができる。多くの場合、信頼区間が重なっているというだけで類似性の程度を判断することは不適切である。この評価では、点推定値の精度とその差の大きさも考慮すべきである。階層ベイズモデルも、利用可能なエビデンスを統合・合成するために用いることができる。評価の際に不確実性がどのように定義され、特定され、その他の方法で考慮されたか、並びに疾患及び／又は治療効果の類似性を評価するために用いられたシミュレーションについても文書化すべきである。さらに、不確実性の定義又は説明に関する仮定はすべて明確化すべきである。

類似性を評価するために、利用可能なデータについてその他の探索的解析を検討することもできる。例えば、参照集団を対象に実施された試験が複数の年齢層にわたって被験者を組み入

れている場合、各年齢層における反応の一貫性の評価を検討できる。サブグループ間の治療効果の一貫性を評価するために用いることができるアプローチは、他の ICH ガイドラインに記載されている（ICH E17 参照）。

参照集団と対象集団における疾患及び／又は治療効果の類似性を評価する際、データに内在する不確実性のため、利用可能なデータからは明確な結論を導くことができない場合がある。そのため、治験依頼者には、必要に応じて、提案するアプローチの受け入れ可能性について規制当局とともに検討することが推奨される。

不足している知識の特定

利用可能なエビデンスを統合した後、不足している知識を特定すべきである。新たに得られた臨床データ及び科学的データに基づいて小児用医薬品開発における外挿の計画を作成する前に、一部の知識の不足に対処すべき場合がある（図 2 参照）。しかし、いくつかの知識の不足が存在していても、それが必ずしも小児用医薬品開発における外挿の計画の策定を妨げるわけではない。小児用医薬品開発における外挿の計画では、これらの知識の不足を埋めるために、いつ、どのようなデータを収集すべきかを明確にすべきである。不足している知識を特定する際は、以下の点を検討すべきである。

- 特定された不足している知識は何か？
- それらの知識の不足に対処するために、小児用医薬品開発における外挿の計画を作成する前に、追加のデータを収集する必要があるか？その必要がある場合、それらのデータはいつ、どのように収集するか？
- それらの知識の不足が小児用医薬品開発における外挿の計画の策定を妨げない場合、外挿計画の中で、これらの知識の不足にいつ、どのように対処するか？

3.7 小児用医薬品開発における外挿の概念の確立

小児用医薬品開発における外挿の概念の確立にあたっては、参照集団と対象集団との全体的な類似点及び相違点、直面している知識の不足、不確実性及びデータの限界に関する要約を含めるべきである。これには、以下の点を含めるべきである。

- 参照集団と対象集団の類似点及び相違点（疾患、薬理学的特徴及び治療効果）に関するエビデンス（すなわち、全体的な長所及び短所）の評価。これには、エビデンスの量及び質の評価も含めるべきである。
- 利用可能な安全性情報の評価、及びその安全性情報が外挿の概念にどのように影響するかの評価。
- 知識の不足の評価、及びそれらが外挿の概念における信頼性及び不確実性にどのように影響するかの評価。さらに、この評価では、いつ、どのようにして知識の不足に対処するかを記述すべきである。

4. 小児用医薬品開発における外挿の計画

小児用医薬品開発における外挿の概念が確立された後、提案する試験及び／又はデータ解析

(モデルに基づく解析を含む)並びにそれらの根拠を、外挿計画に詳細に記載すべきである。試験及び／又は解析のデザインには、参照集団と対象集団との間で特定された類似点及び相違点、並びに外挿の概念で特定された知識の不足に対処するために収集する必要がある情報を反映すべきである。

4.1 一般的考慮事項

小児用医薬品開発における外挿の計画の作成にあたっては、選択された試験デザイン(4.2 項参照)に共通して関連し得る一般的考慮事項がいくつかある。重要な一般的考慮事項として、成人試験への青少年の組入れ、モデルに基づくアプローチの使用、用量選択に関する考慮事項、用量探索データの使用、バイオマーカーの使用、参照集団と対象集団とで評価項目が異なる場合の評価項目選択に関する考慮事項、安全性計画の作成などが挙げられる。本項では、これらの考慮事項についてそれぞれ詳述する。これらの事項は、小児用医薬品開発における外挿の計画の作成において、可能な限り早期に検討すべきである。

4.1.1 成人試験への青少年の組入れ

成人臨床試験に青少年を組み入れることにより、青少年が安全で有効な治療を受けられるようになるまでの期間を短縮し、必要な小児データの収集を加速できる可能性がある。従来、小児試験は、成人を対象とした開発が完了するか、被験薬が成人を対象として承認されるまで開始されないことが多かった。その結果、被験薬が小児に適応外使用されることで小児試験への組み入れが遅れ、ひいては小児及び青少年が有効な治療法を利用できるようになる時期がさらに遅れる可能性がある。成人試験のうち、対象疾患及び／又は標的が青少年にも適した試験があれば、そのような試験に青少年を組み入れることで、この問題に対処できる可能性がある。青少年での結果を、成人の有効性及び／又は安全性を他の小児集団に外挿する際の橋渡しとして用いる場合は、それらの他の小児集団と青少年集団とで疾患、薬理学的特徴及び治療効果の類似性、並びに知識の不足について検討すべきである。

青少年コホートを成人臨床試験に組み入れる判断は、青少年患者と成人患者とで疾患、薬理学的特徴及び治療効果が十分に類似していることを前提としている。したがって、青少年及び成人を1つの試験に組み入れる目的は、外挿の概念の中で位置付けをされるべきである。青少年と成人の薬物動態は一般的に類似していることから、青少年の投与量を決定するための追加データは必ずしも必要ではない。そのような場合、低体重が青少年への投与量に及ぼす影響について、特に慎重に検討すべきである。成人に推奨される固定用量と同じ用量を低体重の青少年に投与した場合は成人より高い曝露量となり得るが、安全域が広い場合にはそのような高い曝露量が許容可能である場合がある。

疾患及び治療効果が十分に類似している場合、青少年集団と成人集団は有効性について単一の解析に統合することができる。青少年サブグループを対象とした独立した解析について、その目的及び統計的手法は、特定された相違点又は不確実性に対処できるよう、慎重に検討する必要がある。そのようなサブグループ解析の解釈には注意を要する。探索的なサブグループ解析の結果のみに基づいて有効性の外挿(又は有効性の欠如)についての結論を導く場合、その結論のエビデンスの強さには限界がある可能性がある(ICH E9 参照)。

成人試験に青少年を組み入れることには、倫理上の課題及び運用上の課題が伴う可能性がある。その例として、(1)許容可能なリスクと潜在的ベネフィットのバランスに関する基準が異

なること、(2) 青少年をプラセボに曝露すべきかどうか（成人試験ではより頻繁に用いられる可能性がある）、(3) 青少年のアセントに加えて保護者の許可も必要であること、(4) 青少年と成人の両集団で同じ主要評価項目及び安全性評価を用いること、及び(5) 小児に特化した治験実施医療機関の必要性が挙げられる。このような課題に直面した場合は、異なる試験デザインを採用したり、独立した青少年試験を成人試験と並行して実施することも検討できる。また、小児科の治験責任医師が青少年を除外した小児のみを対象とする後続の試験に参加の意欲を示すかどうかなど、小児用医薬品開発プログラム全体においては別の課題が存在する可能性がある。しかしながら、青少年参加者と成人参加者において疾患、薬理学的特徴及び治療効果が十分に類似している場合には、青少年を成人臨床試験に組み入れるか、成人試験と並行して青少年を別試験で検討することが強く推奨される。

4.1.2 モデリング&シミュレーションアプローチ

M&S は、倫理上の制約、データの不足及び実施上の課題に対処し、投与量を最適化し、小児に対する安全かつ有効な治療法の開発を加速させるため、小児用医薬品開発において不可欠な手段である。また、M&S はエビデンスに基づく意思決定を支援し、探索的試験に伴うリスクを低減しつつ、小児患者のより良好な転帰につながり得る（ICH E11 R1 参照）。標準的な M&S の手順に従って、モデルは意図した目的に対する妥当性および受け入れ可能性の観点から構築され評価されるべきである。

M&S アプローチは小児用医薬品開発における外挿においても用いられ、例えば、疾患及び治療効果の類似性の評価、試験デザインの検討及びその元となる情報の提供、推奨用量の導出、仮定の検討、対象集団における薬物の効果の予測などに用いられる。関連する関係性（用量－曝露、曝露－反応など）の定量化は、用量選択を支援するシミュレーションを実施するための重要な基盤となる。さらに、小児試験を実施する前に、薬物動態又は薬物動態／薬力学評価項目に関連する治療域のシミュレーションを検討することができる。M&S は、小児試験の完了後に、小児用医薬品開発における外挿の概念の基礎となる仮定を確認するために用いることができる。規制上の意思決定にシミュレーションを用いる場合、モデルがシミュレーションの目的に適合しており、モデルの仮定、入力データの品質及びシミュレーションの設定が明確に報告されているという情報を提供することが重要である。通常、この情報は、治験依頼者が内部文書作成のために作成する M&S 計画書、又は規制当局とのやり取りに適した報告書の形で提供される。

各種データソースの利用可能性は、モデリングの手法を部分的に決定づける。すなわち、より経験的なアプローチ（例：被験者ごとの薬物動態／薬力学、母集団薬物動態、母集団薬物動態／薬力学）は参照集団から得られたデータに依存し、機構的アプローチ〔例：生理学的薬物速度論（PBPK）、定量的システム薬理学（QSP）〕は物理化学的データ、*in vitro* データ、非臨床 *in vivo* データなどの既存の知識に依存する。既存のモデル（例：母集団薬物動態、PBPK、母集団薬物動態／薬力学）を用いる場合は、体格、臓器の成熟度、必要に応じてその他の関連する特性など、対象集団の特性をモデルに組み込むべきである。利用可能なデータとモデリングの目的に応じて、対象集団の解析に参照集団から得られた情報を組み込むために用いることができる手法はいくつかある。例えば、参照集団に基づくモデルの利用、統合データセットを用いた解析、モデルパラメータの事前分布を用いたベイズ流の手法（4.2.3.4 項参照）などが挙げられる。適切な手法を選択する際は、選択しようとする手法の利点、欠点及び限界を慎重に考慮すべきである。例えば、対象集団及び参照集団から得られたデータを統合する場合、対象集団か

らのデータが適切に代表されていることを確保することが重要である。これを怠ると、パラメータの推定値が参照集団の影響を過度に受け、参照集団と対象集団の潜在的な相違を検出できなくなる可能性がある。

モデルに基づく評価を行う際には、モデルの構成要素には複雑な相互関係（例：パラメータ間の相関、及び／又は仮定間の相関）が存在する可能性があり、それらの関係は時間依存性と併せてモデル構造に組み込まれるべきである。モデル式、及びモデル構造又はデータセットの基礎となる仮定は、全体的な戦略、モデル予測及び不確実性の要素との関連性を適切に評価できるように、明確に提示する必要がある。仮定の検討はモデル解析に組み込むべきである。

変動性と不確実性の異なる原因を区別することが重要である。例えば、採取した個々の検体間には内在的な変動（すなわち、個体間変動）が存在する。これは生物学的現象であり、その大きさはデータによって直接裏付けられる。さらに、モデルのパラメータに関する不確実性は、データが不完全であること、又は生物学的若しくは生理学のプロセス（すなわち、モデルの仮定）への理解が不完全であることのいずれかによって生じる可能性がある。これらの不確実性の原因がそれぞれどの程度寄与しているかについて検討し、妥当性を説明すべきである。パラメータの不確実性を推定する手順を示すべきである。より情報量の多いデータを組み込むことで、パラメータの不確実性を低減できることが多い。モデルの仮定及び不確実性の程度を考慮すると、M&Sの結果とその後の意思決定を十分に評価するためには、多分野にわたる横断的な視点からの意見を取り入れるべきである。

4.1.3 用量選択

該当する小児サブグループで検討すべき適切な投与量の評価及び選択は、目標とする曝露量及び反応を達成するために極めて重要である。小児試験を開始する前に、薬物の作用機序、薬物動態（ADME）、薬物及び／又はその活性代謝物に対して予測される曝露量と反応に関与する臓器及び標的の生理学的成熟度の影響、並びにその他の関連する臨床データに関する利用可能な科学的情報を評価すべきである（3.5項参照）。用量選択の計画の一部として、その他の考慮事項（例：安全性、製剤、用法・用量）を組み込むべきである。

参照集団で収集されたデータから構築された曝露－反応関係は、目標とする曝露量の範囲を正当化するための強力な薬理学的根拠となり得る。関連する知識及び利用可能なモデルを組み込んだ後にシミュレーションを実施することで、用量選択に資する情報を得ることができる（4.1.2項参照）。参照集団での安全かつ有効な用量を特定することは、必ずしも曝露－反応関係の証明を必要とするものではなく、また必ずしも曝露－反応関係の証明につながるものでもない。したがって、対象小児集団で曝露－反応関係を確立することは必須ではない。参照集団で曝露－反応関係を示せない場合、及び／又は参照集団と対象集団で類似した曝露－反応関係を示せない場合であっても、Exposure-matchingは引き続き用いることができる。小児患者を治療用量未満の用量に無作為割付すること、又はプラセボを用いることが非倫理的となり得る状況、及び／又は利用可能な安全性データからより高い用量／曝露量を評価することが支持されない状況では、対象小児集団で曝露－反応曲線を導出することは適切ではない。このような状況では、Exposure-matchingに基づく用量選択が合理的かつ実用的であり、これは目標とする曝露量で同等の反応が得られる可能性が高いという期待に基づいている。

小児を対象とした用量選択の目標は、多くの場合、参照集団において安全かつ有効であることが分かっている曝露量と同等の曝露量を標的として設定し、小児の有効性／安全性試験でさらに評価することである（4.2.3項参照）。選択された小児用量を確認するためには、対象集団の薬

薬物動態データが必要になることが多いが、必ずしも独立した薬物動態試験の実施が必要とは限らない。スパースサンプリングによる薬物動態の検討手法を用いて、小児の有効性／安全性試験の一環として薬物動態データを収集することができる。目標とする曝露量を得るために必要な用量に不確実性がある場合（例：発達や成熟に伴う変化が薬物動態に影響を及ぼす可能性がある場合）、臨床試験において、用量の妥当性を評価するために導入期（lead-in パート）での薬物動態評価が必要となる場合がある。特定の状況（例：治療域が狭い、非線形の薬物動態を示す、参照集団と対象集団で疾患が薬物動態に及ぼす影響が異なる可能性がある）では、独立した薬物動態試験を実施することを検討すべきである。

一方で、参照集団のデータが、M&S [例：母集団薬物動態、PBPK、その他の M&S 手法] を用いて対象集団の用量を予測するのに十分である場合もある。例えば、対象となる集団／適応症で想定しているものと同じ年齢層かつ目標とする曝露量範囲での曝露量データが、別の小児集団／適応症で得られている場合、対象小児集団での薬物動態データが不要となる可能性がある。対象集団と同じ疾患を有する成人の参照集団から得られた曝露量データが利用可能であり、目標曝露量が、同年齢の異なる疾患を有する別の小児集団で観察された曝露量の範囲内にある場合、対象集団での追加の薬物動態データは不要となる可能性がある。ただし、これらのアプローチは、疾患が被験薬の薬物動態に及ぼす影響を理解していることを前提としている。十分な根拠が示せる場合には、観察された曝露量が目標範囲外にある場合であっても、適切な小児用量の決定において、M&S のみで十分と判断できるだけの小児薬物動態データが存在し得る。

4.1.4 用量探索データの活用

小児用医薬品開発における外挿の計画の一環として、用量探索データが必要となる場合がある。そのような場合の例として、疾患の類似性及び／又は治療効果に不確実性がある場合、標的発現に年齢に関連した差異が生じる可能性がある場合、全身薬物曝露量と治療効果との間に相関が認められない場合（例：局所作用薬）などがある。曝露－反応関係及び／又は用量－反応関係は、臨床評価項目又はバイオマーカーの反応に依存する可能性がある。バイオマーカー及び疾患の経過に応じて、バイオマーカー／臨床反応の程度が異なるような用量探索を行うこと、又は目標とするバイオマーカーに対する作用を得るまで患者内での用量漸増を検討することができる。

4.1.5 バイオマーカーの活用

バイオマーカーは、状況に応じて、代替評価項目、用量選択、及び／又はブリッジングバイオマーカーなどに用いることができる（4.1.6 項参照）。可能であれば、成人用及び小児用の医薬品開発プログラムのいずれも支持し得るバイオマーカーが望ましい。該当する場合、成人用医薬品開発プログラムの一環として、小児用医薬品開発における外挿の計画に用いる可能性のあるバイオマーカーを評価しておくことが堅実と考えられる。観察されたバイオマーカーの経時推移に加えて、バイオマーカーと疾患進行及び／又は治療効果との関係を生理学的及び／又は機構的に表すことは非常に有益である。M&S の手法は、小児患者におけるバイオマーカー開発戦略及び臨床評価項目の選択に有用である。小児用医薬品開発における外挿の計画の一環としてバイオマーカーを用いる際には、以下の点を考慮すべきである。

- 検証済みのバイオマーカーを代替評価項目として用いることが推奨されるが、必須ではない。ただし、検証済みのバイオマーカーを使用する場合には、正当化の必要性は少なくなる場合がある。
- バイオマーカーに関する評価項目の選択は、参照集団及び対象集団から得られた利用可能なデータによって裏付けられ、外挿計画によって正当化されるべきである。
- 参照集団において臨床的有効性と相関のある因果経路上のバイオマーカーは、多くの場合受け入れ可能である。ただし、対象集団における関連性についても正当化されるべきである。
- モデルを用いることにより、バイオマーカーと臨床的有効性との定量的関係を推定することができる（4.1.6 項参照）。

提案されたバイオマーカーの頑健性及び信頼性に関する方法論的検討事項（例：欠測データの影響、感度分析、仮定からの逸脱）に対処すべきである。

4.1.6 参照集団と対象集団とで異なる評価項目との関係を確立する

小児用医薬品開発における外挿の計画を作成する際、参照集団と対象集団との間で、有効性を裏付けるために用いることができる評価項目の測定に関連する相違がみられる可能性があり、これらに対処すべきである。例えば、参照となる成人集団では臨床的に意味のある評価項目である 6 分間歩行距離は、歩行可能になる前の小児患者には適さない。このような場合、参照集団で用いる評価項目と、対象小児集団において候補となる評価項目との関係を評価すべきである。対象集団で使用し得る評価項目を選定する際に考慮すべき事項は以下のとおりである。

- 参照集団と対象集団で、複合評価項目の構成要素に類似したものはあるか？
- 参照集団の副次評価項目のうち、対象集団の主要評価項目として使用できるものはあるか？
- 参照集団と対象集団で、評価項目の評価尺度に類似したものはあるか？
- 参照集団で臨床反応の評価項目と相関するバイオマーカーのうち、対象集団でも臨床反応と相関するバイオマーカー（すなわち、ブリッジングバイオマーカー）があるか？

対象集団で選択した評価項目が許容可能かどうかは、利用可能なエビデンスの強さに基づいて判断すべきである。対象集団において提案される評価項目が参照集団と異なる場合、規制当局との早期の協議が有用となり得る。

4.1.7 安全性の外挿の計画

3.4.1 項（安全性の外挿）で述べたように、外挿の概念には、対象集団における安全性の外挿に関する考察と、参照集団から得られた安全性情報を対象集団に外挿することの受け入れ可能性に関する結論を裏付けるための十分な根拠を含めるべきである。小児用医薬品開発における外挿の計画に記載する安全性データ収集のアプローチは、対象集団における薬物の安全性を裏付けるために、解決すべき科学的疑問、特定された知識の不足及び対処すべき不確実性を反映したものとすべきである。安全性の外挿の妥当性が示される場合でも、小児における安全性の外挿計画において対処すべき、小児特有の安全性上の問題が存在する可能性がある（ICH E19 参照）。また、安全域が広い場合には、成人より高い曝露量を目標とすることも許容され得る。安

全域が広くない場合は、成人より高い曝露量を目標とすること、及び／又は予測される曝露量の高い不確実性を許容することは、問題となる可能性がある。特定の状況下では、有効性の外挿アプローチの一環として対象小児集団で既に収集されたデータ以外に、追加の安全性データを収集する必要はない。収集されて利用可能となった安全性データが十分であり、関連する安全性の問題に対処していると確信できる場合には、小児用医薬品の承認前の開発プログラムにおいて、追加の安全性データを収集する必要はない。

最終的に、市販前及び市販後の安全性データ収集の潜在的必要性を含む具体的な安全性外挿アプローチについては、安全性に関する外挿の概念に基づいてその妥当性が示されるべきであり、また、必要に応じて規制当局と協議すべきである。

4.2 小児用医薬品開発における外挿の計画に用いる試験デザインのアプローチ

当該アプローチは、例えば、参照集団における有効かつ安全な曝露量に一致させる手法から、対象集団において同時対照の有効性及び安全性データを得ることまで、多岐にわたる。本項では、以下のアプローチについて詳述する。

- Exposure-matching アプローチ (4.2.1 項参照)
- 薬物動態／薬力学アプローチ (4.2.2 項参照)
- 以下のものを含む有効性試験 (4.2.3 項参照)
 - 単群試験
 - 外部対照試験
 - 同時対照試験

さらに、小児用医薬品開発における外挿の計画に含まれる試験及び／又は解析に関して、デザイン、実施時期、解析内容、結果の解釈及び報告について以下で述べる。

外挿の概念は、知識の不足及び不確実性に基づく連続体として考えることができるため、外挿計画の目的を達成するためには複数の試験デザインが適切となる場合がある。例えば、単群薬物動態／薬力学試験と、臨床的有效性の評価項目に基づく単群非対照試験のデザインの間には、一部重複が生じる可能性がある。さらに、外挿計画には、主要目的として対象集団での薬物動態の評価のみを必要とするシナリオを含めることができるが、「薬物動態のみ」のアプローチに対する信頼性を高めるために、追加の副次的な臨床転帰に関する指標を含めることも可能である。最終的に、いかなる外挿計画で用いられる試験の具体的なデザインについても、外挿の概念に基づいてその妥当性が示されるべきであり、また、必要に応じて規制当局と協議すべきである。

4.2.1 Exposure-matching アプローチ

1) 参照集団と対象集団の疾患の類似性を裏付ける強いエビデンスがあり、かつ、2) 参照集団における曝露が対象集団においても同様の反応をもたらすこと（例：感染症、部分発作）を支持する強いエビデンスがある場合、小児用医薬品開発における外挿の根拠として参照集団での有効曝露量を目標とすること（すなわち、Exposure-matching）が合理的であると考えられる。対象集団を対象とする薬物動態試験での開始用量選択を支持するために、M&S を適用すべきである（4.1.2 項参照）。クリアランス及び分布容積の体重に基づく変化を考慮し、様々な年齢／体

重群で一貫した曝露量を維持するために、アロメトリックスケーリングを用いるべきである。モデルでは、成熟など、曝露量の変動に寄与する可能性のある他の因子も考慮すべきである（4.1.2 項参照）。また、モデルに基づいた用量選択には、投与戦略の実行可能性及び実用性の評価を含めるべきである。例えば、固定用量配合剤、投与容量の制限、薬剤と医療機器の併用などは、投与戦略に影響を及ぼす可能性がある。対象集団から薬物動態データが得られた後、提案する用法・用量を M&S の手法を用いて評価すべきである。提案した用法・用量では意図した曝露量が得られない場合、M&S を用いることで、対象集団における追加の薬物動態データの収集を行うことなく、利用可能なデータを用いて Exposure-matching の基準を満たすように小児の投与戦略を修正できる可能性がある。

目標曝露指標及び曝露範囲

小児用医薬品開発における外挿の戦略が参照集団の曝露量と一致させることに依存している場合、目標曝露指標、目標とする曝露範囲及び判定基準を事前に規定すべきであり、疾患、作用機序、用法・用量、投与経路及び製剤に照らして定義すべきである。選択された目標曝露指標は、参照集団での治療反応と関連しているべきであり、安全性と有効性で異なる指標となり得る。例えば、AUC 又は C_{min} が有効性と相関する可能性がある一方、 C_{max} は安全性の観点でより有用である可能性がある。目標とする曝露範囲は、参照集団で確立された曝露－反応関係又は実測データに基づいて算出する。提案する指標及び範囲については、作用機序及び参照集団の曝露－反応関係において既に確立されている指標などに基づいて（ただし、これらに限定はされない）、十分な議論と正当性の説明が示されるべきである。複数の曝露指標を提示することは、有用である場合が多い。全身曝露量と有効性とが相関しない場合（例：多くの局所作用薬）、反応に関する追加の評価が必要となる可能性がある。

被験者数

小児薬物動態試験において提案される被験者数は、試験の目的を達成するのに十分であるべきであり、定量的手法（M&S 及び／又は統計学的アプローチ）に基づいて設定することができる。サブグループを十分に表す特徴（例：体重範囲、年齢範囲）を検討し、その妥当性を示すべきである。対象とする適応症及び年齢コホートにおける被験者数の妥当性及びその実施可能性を検討する際は、以下の点を考慮すべきである。

- 特定の体重／年齢範囲にある患者を確保できるかどうか
- 他の疾患を有する集団から得られる小児薬物動態データが利用可能かどうか
- クリアランス、分布容積など、小児集団における主要な薬物動態パラメータの精度を示すために被験者数が十分であるかどうか
- 被験者数を決定するために用いた方法

最適デザイン及び／又は臨床試験シミュレーションなどの M&S の手法を用いて、薬物動態検体採取の適切なタイミング及び回数を明らかにすべきである。検体採取のタイミング及び回数は、可能な限り臨床診療に整合させるべきである [ICH E11 (R1) 参照]。

解析及び報告

解析では、参照集団において事前に規定した目標曝露量の範囲との一致が達成されたかどうかを評価すべきである。参照集団及び対象集団の曝露量のデータについて、複数の視点からの提示を含めるべきである。小児用医薬品開発における外挿を検討する上で、すべての医薬品及び薬効群に対して単一の許容範囲を設定することは、(生物学的同等性試験と比較して) 意味のあるアプローチにはならない。主要な曝露指標(例: AUC、 C_{max} 、 C_{min})の曝露量比及び信頼区間を評価すべきである。曝露量比の境界値及び信頼区間の有意水準は、被験薬の治療域及び対象とする小児適応症におけるリスクベネフィットバランスを反映したものとすべきである。

参照集団と対象小児集団の観察された曝露量について、記述的比較を実施すべきである。しかし、多くの小児用医薬品開発プログラムでは、被験者数が少ない、かつ／又はスパースサンプリングを用いるため、一般的に、記述的比較に加えてモデルに基づくアプローチを用いることが望ましい。さらに、必要に応じて、すべての関連実測データを統合してモデルから導出した曝露量の指標を比較すべきである。また、曝露量の類似性を確立する際には、平均値のみを比較するのではなく、個人間変動を考慮する必要がある。対象集団の異なる年齢／体重範囲において、事前に規定した曝露量の範囲内(又は範囲外)にある被験者の割合をシミュレーションすることで、曝露量の類似性をより有意義に評価できる可能性がある。実測／シミュレーションデータと目標曝露量の範囲との不一致がある場合はそれについて議論すべきである。

一般的に、小児患者の薬物動態に影響を及ぼす最も重要な因子は体重である。体重に加えて、特に最も低年齢の小児患者(例: 新生児、乳児)では、薬物の体内動態に関与する発達及び成熟の因子を考慮すべきである。関連する事前に定義された曝露指標は、体重及び／又は年齢を軸として、連続尺度又は離散尺度のいずれかを用いて図示すべきである。重要な共変量(例: 用量、年齢、体重)を明確に可視化できるように、関連する年齢及び体重の範囲は図中に示すとともに、表形式でも示すべきである。成人集団における参照範囲(例: 実測／シミュレーションデータの分布の中央値及び外側のパーセンタイル)も、図及び表形式で示すべきである。

4.2.2 薬物動態／薬力学アプローチ

Exposure-matchingのみでは有効性を確立するのに不十分な場合、薬力学バイオマーカーを外挿計画の一環としてを用いることができる。

用量／曝露量を調整して所定のバイオマーカーの反応を達成することを有効性の裏付けとして用いる場合には、参照集団でバイオマーカーの反応が臨床的有效性と関連することが示されていることが重要である。モデルは、選択されたバイオマーカーの機構的基盤の検討、バイオマーカーデータの解析の促進、並びに参照集団でのバイオマーカーと臨床的有效性との関連性を裏付け及び／又は確認するために必要なデータ収集の最適化をすることができる(4.1.5 項及び 4.1.6 項参照)。参照集団と対象集団との反応の類似性を意味のある形で評価できるよう、バイオマーカーの反応に基づく治療域を外挿の計画において定義すべきである。

被験者数

一般的に、4.2.1 項に示した被験者数に関する考慮事項が適用される。さらに、薬物動態及び／又はバイオマーカー関連評価項目に必要な被験者数の算出には、定量的手法(M&S 又は統計学的アプローチ)を用いるべきである。試験の被験者数は、薬物動態及びバイオマーカーの変動の程度に応じて異なり得る。薬物動態及びバイオマーカーの両方について、各被験者にお

るデータ取得のタイミングと点数を考慮した上で、適切な検体採取方法を決定する。

解析及び報告

解析に用いたデータは、解析の目的に関連する重要な要素（例えば、対象集団と参照集団とのバイオマーカーの反応の比較など）に焦点を当てて記述すべきである。

結果は、臨床的解釈を補助する説明的な図表など、適切な図表を用いて要約すべきである。感度分析の影響を含め、結果の臨床的意義について考察すべきである。解析及び報告においては、対象集団において意図したバイオマーカーの反応をもたらす用量／曝露量が確認されるべきである。

4.2.3 有効性試験

多くの状況において、有効性データを取得する必要がある。有効性試験は、新規治療法が有効性に関する有益な効果をもたらすかどうかだけでなく、転帰を指標とした治療効果が対象集団と参照集団で類似しているかどうかなど、様々な科学的質問に対処するために実施することができる。どの質問が最も適切かは、外挿の概念、並びに特定された知識の不足及び不確実性に依存する。関心のある質問に応じて、頻度論的手法やベイズ流の手法などの様々な枠組みが適用される可能性がある。

選択したデザインにかかわらず、ICH E9 (R1) に従って、有効性を実証するためにデザインされた臨床試験には、事前に **estimand** を設定すべきである。参照集団と対象集団の潜在的な相違を考慮すると、**estimand** の特定の要素〔例：投与方法、変数（評価項目）、中間事象の種類〕は完全には一致しない可能性がある。要素が異なる場合、**estimand** は常に異なり、中間事象に対して同一の戦略を用いることは現実的ではない場合がある。しかし、集団間で共通する要素については、可能な限り、中間事象に対して同一の戦略を適用すること、及び同一の解析手法を適用することが推奨される。

臨床試験の解析に外部データを組み込む場合、**estimand** の枠組みは、興味のある治療効果の推定にも役立つ可能性がある。比較結果を妥当なものとするため、また、治療効果の推定結果を信頼できるものにするため、組み入れられた小児集団とヒストリカルな対照集団との相違（例：患者背景、疾患進行）に起因する、潜在的バイアス及び交絡因子、並びに中間事象の発現率の差について慎重に検討すべきである。

試験デザインは、外挿の概念の中で特定された知識の不足に依存する。デザインに関する重要な決定事項の1つとして、対照群の選択がある。その選択肢として、データの質及び関連性を示すことができる外部対照群に対して比較を行う単群試験、無作為化同時対照群などがある。その選択は、小児用医薬品開発における外挿の概念の中で特定された科学的質問の影響を受ける。ベイズ流の枠組みを用いてデザインされた試験には、さらにいくつかの選択肢がある。本ガイドラインの目的は、モデル選択について画一的な助言を提供することではなく、小児用医薬品開発における外挿の計画の中で有効性試験をデザインする際に重要な留意事項を提供することである。

4.2.3.1 単群有効性試験

外挿計画の中で小児集団を対象とした単群薬物動態試験を用いることについては、前述した

とおりである（4.2.1項及び4.2.2項参照）。しかし、必要な有効性のエビデンスを得るには、単群有効性試験が最も適切な方法となる場合がある。これに該当する状況としては、対象集団に適切な対照がない場合や、参照集団での承認の根拠となったエビデンスが単群試験から得られていた場合などが考えられる（ただし、これらに限らない）。そのような試験をデザインする際には、有効性の主要目的の評価方法を、事前に規定した基準（成功基準としての閾値、事前に定めた精度など）に基づいて定義すべきである。閾値及び精度は外挿の概念の中で設定すべきであり、また、許容されうる不確実性の程度の設定にあたっては臨床的な判断を用いるべきである。

試験の被験者数は、成功の閾値を確実に満たすために十分な検出力を得られる、又は十分な精度を持つ推定値が得られるように設定すべきである。外部データ〔例：公表文献、利用可能で適切なリアルワールドデータ源（電子医療記録、医療費請求データベース、疾患レジストリなど）〕を用いると、最新の臨床診療の観点から試験結果の意義を説明することができるが、その際に外部データに対する有効性の統計学的な形式的比較を必須とするものではない。

4.2.3.2 外部対照試験

状況によっては、外部データを試験の対照として用いることが可能かつ適切な場合もある。外部データは、参照集団における対照群、対象集団における他のランダム化対照試験の対照群、対象集団のリアルワールドデータ（例：観察研究の結果）などから得られる可能性がある。異なる小児集団、異なる疾患、又は異なる評価項目を用いた外部データを用いる場合、不確実性が増大し、追加の妥当性の説明が必要となる可能性がある。

ランダム化同時対照のない他の試験と同様に、因果関係の推定はより困難となる。データは試験外のデータ源と直接比較されることから、結果に影響を及ぼす可能性のあるバイアスや交絡を最小限に抑えるため、集団間の相違を考慮した適切なデザイン及び統計手法を用いるべきである。これらの試験は非ランダム化対照試験ではあるものの、依然として対照を有する試験であるということに留意することが重要であり、これは単に閾値と比較するアプローチとは異なる。

4.2.3.3 同時対照有効性試験

状況によっては、得られているデータ及び小児用医薬品開発における外挿の概念に照らすと、ベネフィットーリスクに関する結論を導くために、小児用医薬品開発における外挿の計画の一環としてランダム化対照有効性試験が必要となる場合がある。小児用医薬品開発における外挿の概念に基づくと、対照試験の必要性及び外挿の可能性の程度から、通常、試験デザインは参照集団で必要とされるものとは異なる。そのため、許容可能な偽陽性率、偽陰性率及び被験者数の関係が参照集団でのそれとは異なることになる。被験者数が限られている場合、偽陽性率及び偽陰性率の相対的重要性は、慣例（両側 p 値 <0.05 など）や参照集団で適切と考えられていたであろうものとは異なる可能性がある。情報事前分布を用いるベイズ流の手法を用いる場合、第一種の過誤確率を厳密に制御することはできない。これら2つの過誤のリスクの間で許容可能なトレードオフは何かについてケースバイケースで慎重に検討すべきであり、また、必要に応じて規制当局と協議すべきである。治療効果の具体的な精度に基づいて被験者数を決定する場合、過誤確率の重要性は低くなる。

したがって、外挿のアプローチの選択肢には、データを得るために用いることができる様々

なデザインの選択肢が含まれ得るが、それらは必ずしも従来のアプローチ（例：試験の成功を判定するために両側 p 値 <0.05 を必要とする頻度論的手法の中で解析されたランダム化対照試験）には従うものではない。この外挿アプローチから導き出される被験者数は、通常、独立した有効性試験で予想される被験者数よりも少なくなる。有意水準を 0.05 より大きく設定し、緩和した成功基準を満たすように検出力を持たせた試験では、そのような修正した頻度論的手法の妥当性を事前に説明すべきである。

実薬対照試験を計画するための代替アプローチとしては、従来の第一種の過誤確率を維持しながら、新規成人用医薬品開発で通常用いられる非劣性マージンを広げることが考えられる。これは、特に、目的が有効性自体を示すことではなく、外挿の概念に基づく事前の予測と有効性が一致することが目的である場合に該当する。あるいは、より広い信頼区間を用いることも考えられる。

非劣性を示すために用いたアプローチにかかわらず、治療効果の点推定値が劣性に関する懸念を生じないことを担保することが重要である。

4.2.3.4 外部データの組み込み

小児試験の解析に組み込む情報を特定する際には、事前に規定した適切なアプローチ（例：事前に規定した選択基準を用いた系統的文献レビュー）を用いて関連データを特定すべきである。可能であれば、活用する情報源について規制当局と合意しておくべきである。ただし、外部データ自体がまだ利用できない場合がある。例えば、対象集団を対象とした試験と並行して参照集団を対象に実施した試験からデータが得られる場合や、同一試験の年齢層間でデータを借用する場合などである。

解析において活用し得る情報の種類には、他の情報源から得られる個別患者データや集計データが含まれる。参照集団の個別患者データを利用することで、ベースラインの予後因子の分布を対象集団と比較することが可能となる。参照データの由来となる試験から得られるデータと対象集団で得られるデータとの潜在的な相違については、解析において調整し、適切に考慮すべきである。参照集団及び対象集団から得られたデータを統合するために、ベイズ流及び／又は頻度論的手法を用いることができる。その際、参照集団と対象集団との類似性の評価に基づいて参照データの寄与を調整できる。借用のアプローチは、概ね2つのカテゴリーに分けられる。1 つめのカテゴリーでは、事前に類似性を評価し、借用の程度を事前に規定する。したがって観測データに基づいて借用の程度は変わることはない。もう一方のカテゴリーは、動的借用アプローチであり、事前に規定したモデルを用いて、参照集団と対象集団の間で認められたベースライン特性及び／又は転帰データの一貫性に基づいて、借用の程度を調整する。動的借用アプローチには、ベイズ流及び頻度論的手法が存在する。

4.2.3.5 参照データを用いることによる影響の定量化

頻度論的手法に基づいて試験外の追加データを用いた場合、データの借用の程度を明確に把握できる。一方、ベイズ流の方法を用いた場合は、データの借用の程度が必ずしも明確にはならない場合がある。ベイズ流の方法の情報事前分布を用いる場合、小児試験の解釈をしやすくするために、解析に組み込まれる利用可能な情報の量を事前に把握しておくことが重要である。特に、2 つの別々の情報を把握することが重要である。1 つは、実際に用いることができると考えられる参照集団の情報の量、すなわち、参照データに基づく事前分布の **effective sample**

size (ESS)、もう1つは、用いる参照データに基づく事前分布のESSに対して、対象集団でどの程度のデータが取得されると考えられるかである。ベイズモデルによっては、ESSを推定するための方法には選択肢がある。ESSは、観測データ及び選択されたモデルに応じて、固定される場合もあれば、変動する場合もある。このような場合、想定されるESSの範囲を示すべきである。利用可能な情報（参照データに基づくもの、又はM&Sを実施した結果に基づくもの）を統計学的分布として要約する場合、ESSは、用いられる情報の量を記述するのに良い方法である。

ベイズ流の手法を用いる場合、事前情報の取扱いが異なると〔例：robust mixture prior（情報事前分布と弱情報事前分布を混合した事前分布など）、power prior〕、事前分布を構築する際に立てた仮定及び用いるパラメータの選択に応じてESSは異なるものとなる。このような方針を採用する場合、これらのパラメータの値が様々な値を取るときのESSを評価する感度分析は、特に事前データと結果が相反する場合、デザインの特性を理解する上でより有用となる。用いる手法にかかわらず、用いる借用方法は事前に規定すべきであり、借入の程度の相違が動作特性に及ぼす影響を理解するための感度分析は、デザインの特性を理解する上でより有用となる。

参照集団と対象集団とで疾患に既知の相違（例：疾患の重症度）がある場合でも、その相違を定量化して調整できれば、外挿の概念が適用できる。このような相違により、参照データをそのまま用いることができない場合、対象集団での有効性をより厳密に予測するため、そのデータをモデル化すべきである。別の状況として、外挿が可能な程度に疾患が類似していると考えられるものの、試験デザインに既知の相違が存在する場合（例：対象集団の評価項目が異なる、評価項目の評価時点が異なる）もある。このような状況での参照データの使用方法については、疾患、薬理学的特徴及び治療効果の類似性の程度に応じてケースバイケースで検討しなければならない。

参照集団における主要評価項目として用いられていない場合であっても、対象集団の主要評価項目として、バイオマーカー、代替評価項目又は臨床評価項目に基づいて小児用医薬品開発における外挿の計画を作成することは可能である〔ICH E11 (R1) 及び 4.1.6 項参照〕。この場合、想定する評価項目と参照集団における主要評価項目の相関性が頑健なものであるかを評価すべきである。該当する場合、小児用医薬品開発計画に組み入れる前に、成人用医薬品開発計画の一環として、小児向けの評価項目候補の評価を開始することが堅実と考えられる。

4.2.4 小児試験に関する提示及び妥当性の説明

計画された試験デザインの全体を表す図は、特にデザインが複雑な場合に有用である。例えば、アダプティブデザインが用いられている場合や、複数のステージがあり、各ステージで臨床開発の様々な側面を評価する試験である場合などがこれに該当する。試験デザインを評価する際には、事前に定義された基準に基づき、どのような結果が得られれば試験が成功したと言えるかを特定することは、試験成功のために必要な治療効果の大きさを理解する上で有用である。適切な閾値の設定に不確実性がある場合は、複数の重要な閾値に基づく表又は図が有用と考えられる。

試験デザインの評価は、事前データと結果が相反する場合など、計画時の仮定と結果が一致しない想定シナリオを含めて実施すべきである。これは、robust mixture prior などのベイズ流の手法を用いる場合に特に重要である。選択したデザイン（及び頻度論的手法を用いるかベイズ流手法を用いるか）にかかわらず、評価においては、デザインの動作特性（例：偽陽性率、偽陰性率）、推定量の特性（バイアス、分散）及び区間の特性（例：頻度論の被覆区間又はベイズ流の信用区間）を明確にすべきである。さらに、対象集団のみから得られたデータの頻度論的

解析の結果は常に示すべきである。

4.2.5 解析、報告及び解釈

信頼性の高い結論が出るように、また、十分な情報に基づく意思決定が行われるようにするためには、事前に規定した **estimand** と整合した正確な解析、詳細な報告及び結果の明確な解釈が極めて重要である。頻度論的手法を用いる場合、標準的な両側有意水準 5% 以外の代替の閾値が適切と考えられるのであれば、その閾値は根拠を示した上で事前に規定すべきである。外挿の概念から、参照集団のデータと対象集団のデータを統合して解析することが適切であることが支持される場合、それらのデータを併合した頻度論に基づくメタアナリシスの手法を実施することも考えられる。

外部データを活用することが明確なベイズ流の手法を用いる場合、解析にはさらに多くの選択肢がある。この解析は事前に規定すべきであるが、追加の外部データの取得に伴い、事前情報は更新される可能性がある。動作特性と、パラメータ及び仮定との関係をよりよく理解するには視覚化が有用である。事後分布の図を用いると、ベイズ流の解析から得られた要約統計量の意義をより適切に理解することができる。試験外のデータを解析に組み込んだ場合、報告の中でこの点を明確に説明した上で、そのデータが元々はいつ、どのように取得されたか、及び解析用データを治験依頼者がどのデータ源から取得したのかを詳述するとともに、そのデータを含めることが適切であると判断した根拠も併せて示すべきである。

外挿計画で提案された範囲でデータを統合できるほどにデータが十分に類似しているかどうかは、ベイズ流の観点及び頻度論的観点のいずれにおいても、対象集団で得られたエビデンスに依存する。理想的には、成功基準を示した上で必要に応じて事前に規制当局と合意することは、試験の解釈に有益となる。用いることができる成功基準として、 p 値が挙げられる。加えて、参照データを借用する場合は、ベイズ流の成功基準として、信用区間が閾値を含まないか否か、一方の治療が他方より事前に規定した程度以上に優れている確率などがある。また、複数の成功基準が適切な場合もある。例えば、成人で許容されるものより広い非劣性マージンを用いる場合、任意の被験者数及び分散で非劣性を示すために必要な治療効果の点推定値を指定することも可能である。これは、期待される治療効果をさらに再確認することで、有効性を示す際に役立つ可能性がある。

試験で得られたデータが、得られた参照データと類似していない場合、小児用医薬品開発における外挿の概念の適用可能性及び借用に合理的と考えられるデータの量が制限される可能性がある。ただし、対象集団で得られた治療効果の点推定値のデータが参照集団のものよりもかなり良好であるが、被験者数が少ないために借用なしの成功基準が満たされなかった場合、肯定的な結論を出す前に、この対象集団のデータにどれだけの重みを付ける必要があるかを把握することが有益となり得る（すなわち、**tipping point analysis** など）。

場合によっては、対象集団で得られたデータの解釈の一つとして、当該データが外挿の概念に基づいて予想されたものと一致していたかどうかを評価することが挙げられる。このような場合、試験の成功基準及び評価方法には、この試験の目的が反映されているべきである。このようなデータの解釈を行う際は、得られた推定値の精度及びその結果としての被験者数の妥当性を事前に説明することが必要である。

統計モデルが複雑であるほど、また、仮定する必要のあるパラメータが多いほど、適切でより広範な感度分析の必要性が高くなる [ICH E9 (R1) 参照]。これらの感度分析について事前に

考察すること、及び主要解析の解釈がこれらのパラメータの変化に対してどれくらい頑健であるかを検討することは有益である。このような分析手法は、主要推定量を用いて立てた仮定及びデータのその他の限界を検討するために慎重に選択すべきである。

4.2.6 小児試験の解析における参照データの活用方法

解析に用いる参照データを選択した妥当性を示す必要がある。用いる手法を決定する際、バイアス、検出力（偽陰性）及び第一種の過誤（偽陽性）確率の間のトレードオフを最適化することを目的とした場合、シミュレーションは解析戦略の選択に役立つ情報を得るための有用な手段となり得る。得られたデータがそれらに関する事前信念と類似していない場合、情報の借用を制限することを目的とした様々な手法が多数存在する。その 1 つの例は **robust mixture prior** であり、これは参照データに基づく情報事前分布と参照データのエビデンスとは無関係の弱情報事前分布の2つの事前分布を混合した混合事前分布である。あまりに大きな分散を指定すると、臨床的にあり得ないパラメータ値に大きな重みを付けることとなり、借用内容に影響を及ぼす可能性があるため、弱情報事前分布は慎重に選択すべきである。**robust mixture prior** において、参照データに基づく情報事前分布に付けた重みは、外挿の概念の妥当性及び許容可能性に関する事前信念と考えられる。値が 1 に近づくほど、より強い事前信念を置くことになる。上述した重みのパラメータのような事前に規定したパラメータのわずかな変化により試験の動作特性が大きく変化する場合、その手法は十分に頑健ではない可能性がある。

感度分析は、仮定した事前分布の強さに対する結論の頑健性を後ろ向きに評価する有用な手段である。その一例が **tipping point analysis** であり、ベイズ流事前分布において規定したパラメータの値の変化を評価し、有効性の結論が変わる点を確認する手法である。

成人を対象としたランダム化対照試験、疫学研究、疾患レジストリのデータなど、複数の異なるデータ源から参照データを入手する場合、様々なデータ源から得られるデータの質が異なること、及び新たな小児試験との関連性も異なることと考えるため、事前分布の構築自体だけでなく、解析にデータを組み込むために用いた手法も慎重に検討すべきである。